



令和 8 年第 2 回箕面市議会定例会議案

報告第 4 号	令和 7 年度箕面市一般会計継続費繰越計算書（障害者自立支援センター再整備事業（継続費）、道路・交通安全施設維持補修事業（R 7 継続費）、箕面駅前活性化推進事業（継続費）、新病院予定地整備事業（継続費）、北大阪急行線延伸整備事業（継続費）、消防拠点整備事業（継続費）、箕面小学校長寿命化改修事業（継続費）、第六中学校長寿命化改修事業（継続費）、室内温水プール整備事業（継続費））……………	6
報告第 5 号	令和 7 年度箕面市一般会計繰越明許費繰越計算書（機構改革及び庁舎環境改善事業、防災システム等管理運用事業（臨時）、土砂災害対策推進事業、食料品価格高騰対応市緊急支援事業、住民基本台帳事務事業（臨時）、戸籍事務事業（臨時）、老人デイサービスセンター管理事業（臨時）、総合保健福祉センター等管理事業、物価高対応子育て応援手当支給事業、環境クリーンセンター管理事業（臨時）、森林環境整備事業、道路安全対策事業、橋りょう長寿命化対策事業、桜井駅南改札口等整備事業、桜井駅南改札口等用地取得事業、公園リニューアル事業、都市計画道路整備事業、都市計画道路用地取得事業、箕面学力・体力・生活状況システム管理事業、小学校施設維持管理事業、中学校施設維持管理事業、生涯学習センター管理運営事業（臨時））……………	8
報告第 6 号	令和 7 年度箕面市一般会計事故繰越し繰越計算書（萱野中央人権文化センター管理運営事業（臨時））……………	11
報告第 7 号	令和 7 年度箕面市病院事業会計予算繰越計算書（建設改良費の繰越し）（空調改修事業、医療機器等整備事業）……………	12
報告第 8 号	令和 7 年度箕面市水道事業会計予算繰越計算書（建設改良費の繰越し）（拡張事業、改良事業）……………	13

報告第 9 号	令和 7 年度箕面市水道事業会計予算繰越計算書（事故繰越し）（配水及び給水事業、受託工事業）……………	14
報告第 10 号	令和 7 年度箕面市公共下水道事業会計予算繰越計算書（建設改良費の繰越し）（汚水建設改良事業、雨水建設改良事業）……………	15
報告第 11 号	専決処分の報告の件（事故等に係る損害賠償請求に関する和解）……………	16
報告第 12 号	専決処分の承認を求める件（箕面市税条例の一部改正）……………	19
報告第 13 号	専決処分の承認を求める件（令和 7 年度箕面市一般会計補正予算（第 8 号））……………	24
報告第 14 号	専決処分の承認を求める件（令和 7 年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 4 号））……………	42
第 42 号議案	工事請負契約締結の件（スカイアリーナ昇降機更新工事）……………	50
第 43 号議案	工事請負契約締結の件（第六中学校長寿命化改修工事（その 1））……………	51
第 44 号議案	工事請負契約締結の件（第六中学校長寿命化改修に伴う機械設備工事（その 1-1））……………	52
第 45 号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立障害者自立支援センター）……………	53
第 46 号議案	大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議の件……………	54
第 47 号議案	箕面市税条例改正の件……………	56
第 48 号議案	箕面市地方自治法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件……………	69

第49号議案	令和8年度箕面市一般会計補正予算（第1号）	71
第50号議案	令和8年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第1号）	99
第51号議案	令和8年度箕面市水道事業会計補正予算（第1号）	108
第52号議案	令和8年度箕面市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	118
第53号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件	128
第54号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件	129
第55号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件	130
第56号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件	131
第57号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件	132
第58号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件	133
第59号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件	134
第60号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件	135
第61号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件	136
第62号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件	137
第63号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件	138

第 6 4 号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件……………	139
第 6 5 号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件……………	140
第 6 6 号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件……………	141
第 6 7 号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件……………	142
第 6 8 号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件……………	143
第 6 9 号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件……………	144
第 7 0 号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件……………	145
第 7 1 号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件……………	146
第 7 2 号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件……………	147
第 7 3 号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件……………	148
第 7 4 号議案	箕面市有功者の議決を求める件……………	149
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件……………	151
諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件……………	153

報告第4号

令和7年度箕面市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度 通 次 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				
				予算計上額	前年度 通 次 繰 越 額	計				繰 越 金	特 定 財 源			
											国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3	民生費	1 社会福祉費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		障害者自立 支援センター 再整備事業 (継続費)	1,797,026,000	854,344,000	14,671,000	869,015,000	465,387,325	403,627,675	403,627,675	46,227,675		357,400,000		
8	土木費	2 道路 橋りょう費	185,712,000	76,296,000		76,296,000	35,772,032	40,523,968	40,523,968	40,523,968				
		4 都市計画費	箕面駅前 活性化推進事業 (継続費)	5,199,890,000	1,339,027,000		1,339,027,000	982,433,380	356,593,620	356,593,620	191,029,620	87,164,000	78,400,000	
		新病院予定地 整備事業 (継続費)	2,367,097,000		1,181,143,206	1,181,143,206	1,061,389,370	119,753,836	119,753,836	119,753,836				
		北大阪急行線 延伸整備事業 (継続費)	73,238,843,000		835,082,398	835,082,398	656,979,338	178,103,060	178,103,060	178,103,060				
9	消防費	1 消防費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		消防拠点 整備事業 (継続費)	3,277,131,000	635,459,000	1,570,150,681	2,205,609,681	1,205,929,494	999,680,187	999,680,187	880,187		998,800,000		

款	項	事業名	継続費 の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源			
											国府支出金	地方債	その他	
10 教育費	2 小学校費	箕面小学校 築長寿命化 改修事業 (継続費)	円 1,117,520,000	円 122,838,000	円 13,498,000	円 136,336,000	円 26,953,000	円 109,383,000	円 109,383,000	円 17,583,000	円 91,800,000	円	円	
	3 中学校費	第六中学校 築長寿命化 改修事業 (継続費)	円 2,213,550,000	円 641,349,000	円 94,346,000	円 735,695,000	円 70,922,500	円 664,772,500	円 664,772,500	円 5,989,500	円 213,783,000	円 445,000,000	円	円
	6 保健体育費	室内温水プール 整備事業 (継続費)	円 1,633,686,000	円 809,209,000	円 109,695	円 809,318,695	円 613,780,000	円 195,538,695	円 195,538,695	円 17,659,695	円 20,079,000	円 157,800,000	円	円

令和8年6月1日提出

箕面市長 原田 亮

(理由)

令和7年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定により報告するものである。

報告第5号

令和7年度箕面市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
						国府支出金、諸収入及び地方債	
					円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	機構改革及び庁舎環境改善事業	79,552,000	68,039,156			68,039,156
		防災システム等管理運用事業(臨時)	10,706,000	10,706,000		10,700,000	6,000
		土砂災害対策推進事業	75,311,000	75,311,000		75,300,000	11,000
		食料品価格高騰対応市緊急支援事業	774,740,000	83,946,626		83,946,626	
	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務事業(臨時)	1,787,000	1,786,000		1,786,000	
		戸籍事務事業(臨時)	8,504,000	8,504,000		7,418,000	1,086,000
	3 民生費	1 社会福祉費	老人デイサービスセンター管理事業(臨時)	57,693,000	57,693,000		51,900,000
総合保健福祉センター等管理事業			4,972,000	4,950,000			4,950,000
2 児童福祉費		物価高対応子育て支援手当支給事業	570,805,000	130,180,857	39,059,857	91,121,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源		
						国府支出金、諸収入 及び地方債			
			円	円	円	円	円		
4	衛生費	2	清掃費	環境クリーンセンター 管理事業（臨時）	29,001,000	29,001,000		21,700,000	7,301,000
6	農林水産業費	2	林業費	森林環境整備事業	10,000,000	10,000,000			10,000,000
8	土木費	2	道橋りょう費	道路安全対策事業	22,484,000	22,362,600		13,333,000	9,029,600
				橋りょう長寿命化対策事業	24,046,000	21,199,600		9,310,000	11,889,600
				桜井駅南改札口等整備事業	20,774,000	20,774,000		15,188,000	5,586,000
				桜井駅南改札口等用地取得事業	6,875,000	6,875,000		6,402,000	473,000
	4	都市計画費	公園リニューアル事業	107,927,000	104,845,000		28,500,000	76,345,000	
			都市計画道路整備事業	471,257,000	224,859,700		146,982,000	77,877,700	
			都市計画道路用地取得事業	68,396,000	65,210,760		46,567,000	18,643,760	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
						国府支出金、諸収入及び地方債	
			円	円	円	円	円
10 教育費	1 教育総務費	箕面学力・体力・生活状況システム管理事業	1,991,000	1,991,000			1,991,000
	2 小学校費	小学校施設維持管理事業	3,179,000	3,179,000			3,179,000
	3 中学校費	中学校施設維持管理事業	1,168,000	1,168,000			1,168,000
	5 社会教育費	生涯学習センター管理運営事業(臨時)	88,919,000	77,283,000		77,200,000	83,000

令和8年6月1日提出

箕面市長 原田 亮

(理由)

令和7年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告するものである。

報告第6号

令和7年度箕面市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為 予 定 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一般財源	
2 総務費	1 総務管理費	萱野中央人権文化 センター管理運営 事業（臨時）	958,100 円		958,100 円		958,100 円			958,100 円	LED器具の需要過多に伴い、調達に日時を要し、年度内に修繕の完了が不可能となり、必要経費を繰り越したため。

令和8年6月1日提出

箕面市長 原 田 亮

（理由）

令和7年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により報告するものである。

令和7年度箕面市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額にかかる繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国・府支出金	当年度損益勘定留保資金			
1	資本的支出	1	円	円	円	円	円	円	円	円	手術室空調改修工事について、緊急手術の受入れ等のため、施工日程の調整に時間を要したことにより、業務が年度内に完了しなかったことなどに伴い、支払義務が生じなかった経費を翌年度に繰り越したため。
			53,290,600	15,400,000	37,890,600	33,200,000		4,690,600			
			円	円	円	円	円	円	円	円	血管造影撮影装置の更新について、装置を活用する診療体制の拡充・見直しに時間を要したことにより、業務が年度内に完了しなかったことなどに伴い、支払義務が生じなかった経費を翌年度に繰り越したため。
			438,213,100	52,161,890	386,051,210	382,800,000					

令和8年6月1日提出

箕面市長 原田 亮

(理由)

令和7年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により報告するものである。

報告第8号

令和7年度箕面市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫交付金	企業債	繰越工金	損益勘定留保資金			
1	資本的支出	1	建設改良費	拡張事業	円	円	円	円	円	円	円	配水管改良工事外1件について、国庫交付金の早期確保を図るため、令和8年度実施分を前倒ししたこと、送水管新設工事外3件について、関係機関との調整等に時間を要したこと、現場技術支援業務委託について、現場管理を行う送水管新設工事外3件を繰り越したことに伴い、支払義務が生じなかった経費を翌年度に繰り越したため。
				改良事業	46,997,000	28,501,000	1,161,930	27,339,070	18,496,000	円		
				改良事業	1,255,229,785	747,738,626	443,691,710	5,276,000	165,000,000	273,415,710	63,799,449	

令和8年6月1日提出

箕面市長 原田 亮

(理由)

令和7年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により報告するものである。

報告第9号

令和7年度箕面市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						給水収益等	他会計負担金			
1	1	配水及び給水事業	円 558,864,460	円 546,091,173	円 9,640,400	円 9,640,400	円 3,132,887	円	配水管改良工事1件の建設改良繰越に伴い、付随する給水連絡工事及び消火栓取付工事の工期を延長したことにより、必要経費を翌年度に繰り越したため。	
		受託工事事業	円 22,564,984	円 20,340,244	円 1,322,200	円 1,322,200	円 902,540	円		

令和8年6月1日提出

箕面市長 原田 亮

(理由)

令和7年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により報告するものである。

令和7年度箕面市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	説明	
						国庫交付金	企業債	繰越工事金	損益勘定			
1	資本的支出	1	建設改良費	汚水建設改良事業	491,277,445	312,918,560	175,471,000	55,100,000		120,371,000	2,887,885	下水道管路(地震対策)更生工事外3件について、国庫交付金の早期確保を図るため、令和8年度実施分を前倒ししたことに伴い、支払義務が生じなかった経費を翌年度に繰り越したため。
				雨水建設改良事業	182,551,100	121,506,297	51,800,000	16,000,000	6,500,000	29,300,000	9,244,803	下水道管路(地震対策)耐震診断・実施設計委託外1件について、国庫交付金の早期確保を図るため、令和8年度実施分を前倒ししたことに伴い、支払義務が生じなかった経費を翌年度に繰り越したため。

令和8年6月1日提出

箕面市長 原田 亮

(理由)

令和7年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により報告するものである。

報告第 1 1 号

専決処分の報告の件

損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次の 3 件の内容の和解を専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 1 日提出

箕面市長 原 田 亮

1 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（令和 8 年 3 月 4 日専決）

- (1) 事故発生日時 令和 7 年 1 0 月 1 5 日 午前 9 時 2 8 分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市箕面一丁目 6 番 8 号
- (3) 相手方 箕面市在住の個人
- (4) 事故の状況 本市のごみ収集車（市民部環境クリーンセンター XXXXXXXXXX 運転）が、上記日時・場所において、前方から来た自動車を通行させるため左に寄ったところ、同車両の荷台左側後部が相手方の所有する建物のひさしに接触し、損傷させたものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、7 0 5 , 1 0 0 円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 令和 8 年 3 月 4 日

2 施設の管理に係る損害賠償請求に関する和解（令和8年3月24日専決）

- (1) 事故発生日時 令和7年12月12日 午後7時45分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市栗生新家五丁目5番1号 箕面市立東小学校体育館内
- (3) 相手方 箕面市在住の個人（親権者 2名）
- (4) 事故の状況 上記日時・場所において、相手方が裸足で剣道の練習をしていたところ、相手方の左足裏に体育館の床面の剥離部分が刺さり、裂傷を負ったものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、45,753円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 令和8年3月24日

3 児童の負傷事故に係る損害賠償請求に関する和解（令和8年4月28日専決）

- (1) 事故発生日時 令和8年1月14日 午前9時15分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市瀬川三丁目2番1号 箕面市立西南小学校運動場内
- (3) 相手方 箕面市在住の個人（親権者 2名）
- (4) 事故の状況 上記日時・場所において、相手方が体育の授業でティーボールのバッティング練習をしていたところ、転がったボールを拾おうとした際に、他の児童が振ったバットが相手方に当たり、鼻に打撲を負ったものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、73,242円とし、市は、相手方にそ

の全額を支払う。

(6) 和解年月日 令和8年4月28日

報告第 1 2 号

専決処分承認を求める件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により令和 8 年 3 月 3 1 日に次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市税条例の一部を改正する条例（別紙）

（理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）及び地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 4 4 号）が令和 8 年 3 月 3 1 日に公布され、その一部の規定が令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、箕面市税条例（昭和 2 5 年箕面市条例第 6 6 号）の関係規定を緊急に改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

箕面市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

箕面市長

原田 亮

箕面市条例第十八号

箕面市税条例の一部を改正する条例

箕面市税条例（昭和二十五年箕面市条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中「は、」の下に「公示事項（同条第二項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）第一条の八第一項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市役所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第七条中「地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）を「施行規則」に、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第三十二条第一項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第三十二条第二項を削り、同条第三項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第一項」を「前項」に、「その」を「当該軽自動車等の」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十二条の二第一項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第三十二条の二第二項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第三十二条の四（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第三十二条の五から第三十二条の十までを削る。

第三十三条（見出しを含む。）、第三十四条（見出しを含む。）及び第三十四条の二（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第三十五条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第一項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第三十三号の四の二様式」を「第三十三号の四様式」に改め、同条第二項及び第三項中「第三十三号の四の二様式」を「第三十三号の四様式」に改める。

第三十五条の二の見出し、第三十七条（見出しを含む。）及び第三十七条の二（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第三十八条第二項中「第三十二条第三項ただし書」を「第三十二条第二項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第七項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第八条から第八条の六までを削る。

附則第九条の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「法第四百四十四条第三項に規定する」を「道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による」に、「から第四項まで」を「及び第三項」に改め、「の種別割」を削り、同条第二項中「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まで」に改め、「の種別

割」を削り、同条第三項中「法第四百四十六条第一項第三号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和四年四月一日」を「令和七年四月一日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和八年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第四項を削る。

附則第十条の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「の種別割」を削り、「から第四項まで」を「又は第三項」に改め、同条第二項及び第三項中「の種別割」を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第六条及び第七条の改正規定（「地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）を「施行規則」に改める部分に限る。）は、地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

##### (公示送達に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の箕面市税条例（以下「新条例」という。）第六条の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

##### (軽自動車税に関する経過措置)

第三条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和七年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前

の例による。

(箕面市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 箕面市税条例等の一部を改正する条例(平成二十六年箕面市条例第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第六条中「の種別割」を削る。

報告第13号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和8年3月31日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月1日提出

箕面市長 原 田 亮

令和7年度箕面市一般会計補正予算（第8号）（別紙）

（理由）

国庫補助金等の確定に伴い、令和7年度箕面市一般会計予算を補正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

令和7年度箕面市一般会計補正予算（第8号）

令和7年度箕面市の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ232,063千円を追加し、歳入歳出それぞれ79,890,310千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年3月31日専決

箕面市長 原 田 亮

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		千円 28,419,000	千円 4,791	千円 28,423,791
	2 固定資産税	12,118,000	△922	12,117,078
	7 開発事業等緑化負担税	30,000	5,713	35,713
2 地方譲与税		271,784	19,807	291,591
	1 地方揮発油譲与税	60,000	3,085	63,085
	2 自動車重量譲与税	194,000	15,612	209,612
	3 森林環境譲与税	17,784	1,110	18,894
3 利子割交付金		57,000	20,086	77,086
	1 利子割交付金	57,000	20,086	77,086
4 配当割交付金		268,000	78,911	346,911
	1 配当割交付金	268,000	78,911	346,911
5 株式等譲渡所得割交付金		257,000	273,493	530,493
	1 株式等譲渡所得割交付金	257,000	273,493	530,493
6 法人事業税交付金		331,000	23,912	354,912
	1 法人事業税交付金	331,000	23,912	354,912
7 地方消費税交付金		3,300,000	162,931	3,462,931
	1 地方消費税交付金	3,300,000	162,931	3,462,931
8 環境性能割交付金		88,000	△2,790	85,210
	1 環境性能割交付金	88,000	△2,790	85,210
9 ゴルフ場利用税交付金		1,700	△253	1,447
	1 ゴルフ場利用税交付金	1,700	△253	1,447
10 地方特例交付金		146,334	110	146,444
	2 特別交付金	0	110	110
11 地方交付税		2,629,380	△41,964	2,587,416
	1 地方交付税	2,629,380	△41,964	2,587,416
12 交通安全対策特別交付金		16,000	△2,470	13,530
	1 交通安全対策特別交付金	16,000	△2,470	13,530
15 国庫支出金		15,411,219	△165,125	15,246,094
	1 国庫負担金	10,784,716	△202,887	10,581,829
	2 国庫補助金	1,289,396	120,328	1,409,724
	3 国庫委託金	58,006	446	58,452
	4 国庫交付金	3,279,101	△83,012	3,196,089
16 府支出金		5,539,883	△170,830	5,369,053

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 府負担金	3,783,815	△62,993	3,720,822
	2 府補助金	765,117	△67,825	697,292
	3 府委託金	274,127	△62,130	211,997
	4 府交付金	716,824	22,118	738,942
	18 寄附金	320,851	27,761	348,612
	1 寄附金	320,851	27,761	348,612
	19 繰入金	8,095,944	△2	8,095,942
	1 基金繰入金	7,975,616	△2	7,975,614
	21 諸収入	7,734,271	33,195	7,767,466
	5 雑入	1,553,826	33,195	1,587,021
	22 市債	4,101,600	△29,500	4,072,100
	1 市債	4,101,600	△29,500	4,072,100
	歳入合計	79,658,247	232,063	79,890,310

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 諸 支 出 金		千円 8,176,223	千円 232,063	千円 8,408,286
	2 基 金 費	7,763,341	232,063	7,995,404
歳 出 合 計		79,658,247	232,063	79,890,310

第 2 表 地方債補正

起債の目的	補正区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他
防災システム整備事業	補正前	千円 73,800	普通貸借又は証券発行	%以内 4 (注)	政府その他	年以内 25	年以内 5	半年賦又は年賦、元利均等又は元金均等	必要に応じて繰上償還することができる。
	補正後	73,900	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
庁舎改修事業	補正前	37,500	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	37,100	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
避難所環境整備事業	補正前	67,500	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	54,700	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
消防車両整備事業	補正前	169,300	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	165,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

起債の目的	補正区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他
小中学校 教育ICT 環境整備 事業	補正前	千円 3,500	普通貸借 又は 証券発行	%以内 4 (注)	政 府 その他	年以内 25	年以内 5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等	必要に応じ て繰上償還 することが できる。
	補正後	3,000	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
生涯学習 センター 改修事業	補正前	137,400	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
	補正後	125,800	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

(注) ただし、利率見直し方式による借入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

令和7年度  
(2025年度)

箕面市一般会計補正予算（第8号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	28,419,000	4,791	28,423,791
2 地 方 譲 与 税	271,784	19,807	291,591
3 利 子 割 交 付 金	57,000	20,086	77,086
4 配 当 割 交 付 金	268,000	78,911	346,911
5 株式等譲渡所得割交付金	257,000	273,493	530,493
6 法 人 事 業 税 交 付 金	331,000	23,912	354,912
7 地 方 消 費 税 交 付 金	3,300,000	162,931	3,462,931
8 環 境 性 能 割 交 付 金	88,000	△2,790	85,210
9 ゴルフ場利用税交付金	1,700	△253	1,447
10 地 方 特 例 交 付 金	146,334	110	146,444
11 地 方 交 付 税	2,629,380	△41,964	2,587,416
12 交通安全対策特別交付金	16,000	△2,470	13,530
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1,222,153	0	1,222,153
14 使 用 料 及 び 手 数 料	762,917	0	762,917
15 国 庫 支 出 金	15,411,219	△165,125	15,246,094
16 府 支 出 金	5,539,883	△170,830	5,369,053
17 財 産 収 入	340,095	0	340,095
18 寄 附 金	320,851	27,761	348,612
19 繰 入 金	8,095,944	△2	8,095,942
20 繰 越 金	344,116	0	344,116
21 諸 収 入	7,734,271	33,195	7,767,466
22 市 債	4,101,600	△29,500	4,072,100
歳 入 合 計	79,658,247	232,063	79,890,310

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	448,475	0	448,475
2 総務費	9,726,039	0	9,726,039
3 民生費	31,929,346	0	31,929,346
4 衛生費	7,134,257	0	7,134,257
5 労働費	71,032	0	71,032
6 農林水産業費	154,186	0	154,186
7 商工費	263,237	0	263,237
8 土木費	5,522,877	0	5,522,877
9 消防費	3,082,840	0	3,082,840
10 教育費	8,366,665	0	8,366,665
11 災害復旧費	20,000	0	20,000
12 公債費	4,713,070	0	4,713,070
13 諸支出金	8,176,223	232,063	8,408,286
14 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	79,658,247	232,063	79,890,310

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	27,225	204,838
0	0	0	0
0	0	27,225	204,838

2 歳 入

(款) 1 市税

(項) 2 固定資産税

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項			
1	市 税	千円 28,419,000	千円 4,791	千円 28,423,791
	2 固 定 資 産 税	12,118,000	△922	12,117,078
	2 国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金 及 び 納 付 金	10,000	△922	9,078
	7 開 発 事 業 等 緑 化 負 担 税	30,000	5,713	35,713
	1 開 発 事 業 等 緑 化 負 担 税	30,000	5,713	35,713
2	地 方 譲 与 税	271,784	19,807	291,591
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	60,000	3,085	63,085
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	60,000	3,085	63,085
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	194,000	15,612	209,612
	1 自 動 車 重 量 譲 与 税	194,000	15,612	209,612
	3 森 林 環 境 譲 与 税	17,784	1,110	18,894
	1 森 林 環 境 譲 与 税	17,784	1,110	18,894
3	利 子 割 交 付 金	57,000	20,086	77,086
	1 利 子 割 交 付 金	57,000	20,086	77,086
	1 利 子 割 交 付 金	57,000	20,086	77,086
4	配 当 割 交 付 金	268,000	78,911	346,911
	1 配 当 割 交 付 金	268,000	78,911	346,911
	1 配 当 割 交 付 金	268,000	78,911	346,911
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	257,000	273,493	530,493
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	257,000	273,493	530,493
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	257,000	273,493	530,493
6	法 人 事 業 税 交 付 金	331,000	23,912	354,912
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	331,000	23,912	354,912

節		金 額	説 明
区 分	千円		
1 現 年 課 税 分	△922	1 交 付 金 補正後 9,078,000円－補正前 10,000,000円	△922
1 現 年 課 税 分	5,713	1 開 発 事 業 等 緑 化 負 担 税 補正後 35,713,000円－補正前 30,000,000円	5,713
1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,085	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税 補正後 63,085,000円－補正前 60,000,000円	3,085
1 自 動 車 重 量 譲 与 税	15,612	1 自 動 車 重 量 譲 与 税 補正後 209,612,000円－補正前 194,000,000円	15,612
1 森 林 環 境 譲 与 税	1,110	1 森 林 環 境 譲 与 税 補正後 18,894,000円－補正前 17,784,000円	1,110
1 利 子 割 交 付 金	20,086	1 利 子 割 交 付 金 補正後 77,086,000円－補正前 57,000,000円	20,086
1 配 当 割 交 付 金	78,911	1 配 当 割 交 付 金 補正後 346,911,000円－補正前 268,000,000円	78,911
1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	273,493	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 補正後 530,493,000円－補正前 257,000,000円	273,493

(款) 6 法 人 事 業 税 交 付 金  
(項) 1 法 人 事 業 税 交 付 金

## (款) 6 法人事業税交付金

## (項) 1 法人事業税交付金

科 目			補正前の額	補正額	計
款	項	目			
6	1	1 法 人 事 業 税 交 付 金	千円 331,000	千円 23,912	千円 354,912
7		地 方 消 費 税 交 付 金	3,300,000	162,931	3,462,931
	1	1 地 方 消 費 税 交 付 金	3,300,000	162,931	3,462,931
		1 地 方 消 費 税 交 付 金	3,300,000	162,931	3,462,931
8		環 境 性 能 割 交 付 金	88,000	△2,790	85,210
	1	1 環 境 性 能 割 交 付 金	88,000	△2,790	85,210
		1 環 境 性 能 割 交 付 金	88,000	△2,790	85,210
9		ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,700	△253	1,447
	1	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,700	△253	1,447
		1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,700	△253	1,447
10		地 方 特 例 交 付 金	146,334	110	146,444
	2	2 特 別 交 付 金	0	110	110
		1 特 別 交 付 金	0	110	110
11		地 方 交 付 税	2,629,380	△41,964	2,587,416
	1	1 地 方 交 付 税	2,629,380	△41,964	2,587,416
		1 地 方 交 付 税	2,629,380	△41,964	2,587,416
12		交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	16,000	△2,470	13,530
	1	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	16,000	△2,470	13,530
		1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	16,000	△2,470	13,530
15		国 庫 支 出 金	15,411,219	△165,125	15,246,094
	1	1 国 庫 負 担 金	10,784,716	△202,887	10,581,829
		1 民 生 費 国 庫 負 担 金	10,778,060	△202,887	10,575,173

節		説 明	千円
区 分	金 額		
1 法 人 事 業 税 交 付 金	千円 23,912	1 法 人 事 業 税 交 付 金 補正後 354,912,000円－補正前 331,000,000円	23,912
1 地 方 消 費 税 交 付 金	162,931	1 地 方 消 費 税 交 付 金 補正後 3,462,931,000円－補正前 3,300,000,000円	162,931
1 環 境 性 能 割 交 付 金	△2,790	1 環 境 性 能 割 交 付 金 補正後 85,210,000円－補正前 88,000,000円	△2,790
1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	△253	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金 補正後 1,447,000円－補正前 1,700,000円	△253
1 特 別 交 付 金	110	1 特 別 交 付 金	110
1 地 方 交 付 税	△41,964	2 特 別 交 付 税 補正後 58,036,000円－補正前 100,000,000円	△41,964
1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	△2,470	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 補正後 13,530,000円－補正前 16,000,000円	△2,470
1 社 会 福 祉 費 負 担 金	24,722	7 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費 等 負 担 金 補正後 1,938,323,000円－補正前 1,912,576,000円 9 特 別 障 害 者 手 当 等 給 付 費 負 担 金 補正後 69,004,000円－補正前 70,029,000円	25,747 △1,025

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

科 目			補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
款	項	目			
15	1	1 [民生費国庫負担金]			
	2	国庫補助金	1,289,396	120,328	1,409,724
		1 総務費国庫補助金	447,766	124,181	571,947
		2 民生費国庫補助金	761,303	△193	761,110
		3 衛生費国庫補助金	18,287	52	18,339
		4 教育費国庫補助金	62,040	△3,712	58,328

節		説 明	千円
区 分	金 額		
2	児童福祉費負担金	2 特別児童扶養手当取扱事務費負担金 補正後 653,000円－補正前 585,000円 4 助産施設入所費負担金 補正後 201,000円－補正前 675,000円 5 母子生活支援施設入所費負担金 補正後 1,455,000円－補正前 4,500,000円 6 児童扶養手当費負担金 補正後 137,433,000円－補正前 147,378,000円 7 児童手当費負担金 補正後 2,689,458,000円－補正前 2,795,809,000円 8 子育て支援施設等利用給付費負担金 補正後 145,244,000円－補正前 190,210,000円 9 未熟児養育医療費負担金 補正後 3,201,000円－補正前 3,642,000円	68 △474 △3,045 △9,945 △106,351 △44,966 △441
3	生活保護費負担金	1 生活保護費負担金 補正後 1,867,509,000円－補正前 1,926,458,000円 2 中国残留邦人生活支援給付費負担金 補正後 0円－補正前 344,000円 3 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 補正後 8,711,000円－補正前 11,873,000円	△62,455 △58,949 △344 △3,162
1	総務管理費補助金	1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 補正後 30,921,000円－補正前 22,475,000円 2 個人番号カード交付事務費補助金 補正後 134,726,000円－補正前 93,591,000円 6 デジタル基盤改革補助金 補正後 400,717,000円－補正前 326,117,000円	124,181 8,446 41,135 74,600
1	社会福祉費補助金	5 地域生活支援事業費等補助金 補正後 67,020,000円－補正前 75,634,000円	△8,614 △8,614
2	児童福祉費補助金	2 母子等自立支援事業費補助金 補正後 9,301,000円－補正前 5,220,000円 4 子ども・子育て支援事業費補助金 492×55.0/100≒270 9 保育対策総合支援事業費補助金 補正後 73,393,000円－補正前 69,666,000円 10 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金 補正後 4,787,000円－補正前 4,495,000円	8,370 4,081 270 3,727 292
3	生活保護費補助金	7 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 補正後 34,451,000円－補正前 34,400,000円	51 51
1	保健衛生費補助金	2 母子保健衛生費国庫補助金 補正後 8,116,000円－補正前 8,083,000円 10 出産・子育て応援事業費補助金 補正後 5,033,000円－補正前 5,014,000円	52 33 19
1	教育総務費補助金	1 要保護児童生徒等援助費補助金 補正後 7,603,000円－補正前 10,303,000円	△2,751 △2,700

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

科 目			補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
款	項	目			
15	2	4 [教育費国庫補助金]			
		3 国庫委託金	58,006	446	58,452
		1 総務費国庫委託金	2,027	128	2,155
		2 民生費国庫委託金	55,979	318	56,297
		4 国庫交付金	3,279,101	△83,012	3,196,089
		1 総務費国庫交付金	1,523,971	△107,264	1,416,707
		2 民生費国庫交付金	663,362	37,201	700,563
		3 衛生費国庫交付金	74,000	3,350	77,350
		4 土木費国庫交付金	701,536	△10,152	691,384
		5 教育費国庫交付金	316,232	△6,147	310,085
16	府	支 出 金	5,539,883	△170,830	5,369,053

節		説 明	千円
区 分	金 額 千円		
		6 理科観察実験アシスタント事業費補助金	△51
		補正後 636,000円－補正前 687,000円	
2	小 学 校 費 補 助 金	3 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（小学校）	△400
		補正後 533,000円－補正前 933,000円	
		5 小学校理科教育設備整備費等補助金	△25
		補正後 225,000円－補正前 250,000円	
3	中 学 校 費 補 助 金	3 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（中学校）	△511
		補正後 355,000円－補正前 866,000円	
		5 中学校理科教育設備整備費等補助金	△25
		補正後 225,000円－補正前 250,000円	
1	戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費 委 託 金	3 中長期在留者住居地届出等事務費委託金	128
		補正後 2,098,000円－補正前 1,970,000円	
1	社 会 福 祉 費 委 託 金	1 国民年金事務費委託金	△859
		補正後 38,302,000円－補正前 39,161,000円	
2	児 童 福 祉 費 委 託 金	2 いじめ解消モデル事業委託金	1,177
		補正後 17,995,000円－補正前 16,818,000円	
1	総務管理費交付金	1 地方創生臨時交付金	△112,813
		補正後 1,374,416,000円－補正前 1,487,229,000円	
		4 新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）	△451
		補正後 22,561,000円－補正前 23,012,000円	
		6 重層的支援体制整備事業交付金	6,000
		12,000×1/2=6,000	
1	社 会 福 祉 費 交 付 金	1 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金	556
		補正後 723,000円－補正前 167,000円	
2	児 童 福 祉 費 交 付 金	1 重層的支援体制整備事業交付金	16,069
		補正後 44,856,000円－補正前 28,787,000円	
		5 子ども・子育て支援交付金	20,301
		補正後 248,491,000円－補正前 228,190,000円	
3	生 活 保 護 費 交 付 金	1 重層的支援体制整備事業交付金	275
		補正後 23,143,000円－補正前 22,868,000円	
1	保 健 衛 生 費 交 付 金	1 妊婦のための支援給付交付金	3,350
		補正後 77,350,000円－補正前 74,000,000円	
1	土 木 管 理 費 交 付 金	3 社会資本整備総合交付金	△14,992
		補正後 3,975,000円－補正前 18,967,000円	
4	住 宅 費 交 付 金	1 社会資本整備総合交付金	4,840
		補正後 110,253,000円－補正前 105,413,000円	
1	教 育 総 務 費 交 付 金	3 幼保小の架け橋プログラム促進事業費交付金	△6,147
		補正後 0円－補正前 6,147,000円	

(款) 16 府支出金  
(項)

(款) 16 府支出金

(項) 1 府負担金

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項			
16	1 府 負 担 金	千円 3,783,815	千円 △62,993	千円 3,720,822
	1 民 生 費 府 負 担 金	3,783,815	△62,993	3,720,822
	2 府 補 助 金	765,117	△67,825	697,292
	1 総 務 費 府 補 助 金	30,649	△7,232	23,417
	2 民 生 費 府 補 助 金	432,717	△51,812	380,905
	3 衛 生 費 府 補 助 金	246,953	△175	246,778
	5 土 木 費 府 補 助 金	5,625	△3,678	1,947
	7 教 育 費 府 補 助 金	42,036	△4,928	37,108
	3 府 委 託 金	274,127	△62,130	211,997
	1 総 務 費 府 委 託 金	257,836	△59,519	198,317

節		区 分	金 額	説 明
1	社 会 福 祉 費 負 担 金	△3,832		7 障害者自立支援給付費等負担金 補正後 952,456,000円－補正前 956,288,000円 △3,832
2	児 童 福 祉 費 負 担 金	△35,607		3 助産施設入所費負担金 補正後 100,000円－補正前 337,000円 △237 4 母子生活支援施設入所費負担金 補正後 727,000円－補正前 2,250,000円 △1,523 5 児童手当費負担金 補正後 322,810,000円－補正前 334,174,000円 △11,364 8 子育て支援施設等利用給付費負担金 補正後 72,622,000円－補正前 95,105,000円 △22,483
3	生 活 保 護 費 負 担 金	△23,554		1 生活保護費負担金 補正後 67,942,000円－補正前 91,496,000円 △23,554
1	総 務 管 理 費 補 助 金	△7,232		6 大阪府市町村振興補助金 補正後 12,768,000円－補正前 20,000,000円 △7,232
1	社 会 福 祉 費 補 助 金	△37,392		4 地域生活支援事業費等補助金 補正後 33,508,000円－補正前 37,816,000円 △4,308 64 重度障害者医療費補助金 補正後 142,532,000円－補正前 175,616,000円 △33,084
2	児 童 福 祉 費 補 助 金	△14,420		7 ひとり親家庭医療費補助金 補正後 36,539,000円－補正前 38,473,000円 △1,934 9 子どもの医療費補助金 補正後 21,616,000円－補正前 30,897,000円 △9,281 25 保育対策総合支援事業費補助金 補正後 43,012,000円－補正前 46,217,000円 △3,205
1	保 健 衛 生 費 補 助 金	△175		16 造血細胞移植後定期接種ワクチン再接種費用補助金 補正後 0円－補正前 175,000円 △175
1	土 木 管 理 費 補 助 金	△3,678		1 震災対策推進事業費補助金 補正後 1,947,000円－補正前 5,625,000円 △3,678
1	教 育 総 務 費 補 助 金	△4,928		4 部活動指導員配置事業費補助金 補正後 3,210,000円－補正前 4,000,000円 △790 19 校内教育支援センター支援員配置事業費補助金 補正後 4,308,000円－補正前 8,446,000円 △4,138
2	戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費 委 託 金	△19		3 人口動態調査委託金 補正後 108,000円－補正前 127,000円 △19
3	選 挙 費 委 託 金	△59,500		1 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査委託金 補正後 22,926,000円－補正前 95,381,000円 △72,455 2 参議院議員通常選挙委託金 補正後 64,806,000円－補正前 66,542,000円 △1,736

(款) 16 府支出金

(項) 3 府委託金

(款) 16 府支出金

(項) 3 府委託金

科 目			補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
款	項	目			
16	3	1 [総務費府委託金]			
		4 教育費府委託金	7,978	△2,611	5,367
	4	府 交 付 金	716,824	22,118	738,942
		1 総務費府交付金	240,214	△1,012	239,202
		2 民生費府交付金	454,367	20,098	474,465
		5 土木費府交付金	634	1,993	2,627
		7 教育費府交付金	11,770	1,039	12,809
	18	寄 附 金	320,851	27,761	348,612
		1 寄 附 金	320,851	27,761	348,612
		1 ふるさと寄附金	320,851	27,761	348,612
19	繰 入 金	8,095,944	△2	8,095,942	
	1 基 金 繰 入 金	7,975,616	△2	7,975,614	
	12 みどり推進基金繰入金	178,201	△2	178,199	

節		説 明	千円
区 分	金 額 千円		
		3 大阪府知事選挙委託金	14,691
		補正後 26,846,000円－補正前 12,155,000円	
1	教育総務費委託金	2 地域運動部活動推進事業委託金	△2,611
		補正後 5,350,000円－補正前 7,961,000円	
3	戸籍住民基本台帳費交付金	1 権限移譲事務費交付金	△1,012
		補正後 5,291,000円－補正前 6,303,000円	
1	社会福祉費交付金	1 行旅死亡人取扱交付金	△844
		補正後 0円－補正前 844,000円	
		4 地域福祉・高齢者福祉交付金	64
		補正後 32,403,000円－補正前 32,339,000円	
		15 権限移譲事務費交付金(共同処理分)	3
		補正後 14,999,000円－補正前 14,996,000円	
		17 自立支援医療費(精神通院医療)支給認定事務交付金	532
		補正後 1,514,000円－補正前 982,000円	
2	児童福祉費交付金	1 重層的支援体制整備事業交付金	4,523
		補正後 16,993,000円－補正前 12,470,000円	
		3 子ども・子育て支援交付金	19,244
		補正後 242,559,000円－補正前 223,315,000円	
		4 新子育て支援交付金	252
		補正後 79,178,000円－補正前 78,926,000円	
		6 子どもの貧困緊急対策事業費交付金	△3,676
		補正後 16,324,000円－補正前 20,000,000円	
1	土木管理費交付金	2 都市計画法及び宅地造成及び特定盛土等規制法等に関する事務取扱交付金	11
		6 特定の設備等の安全確保に関する条例事務費交付金	25
		11 権限移譲事務費交付金(共同処理分)	1,957
		補正後 2,257,000円－補正前 300,000円	
1	教育総務費交付金	1 教職員人事権移譲事務費交付金	1,039
		補正後 12,809,000円－補正前 11,770,000円	
1	ふるさと寄附金	1 ふるさと寄附金	22,261
		補正後 318,212,000円－補正前 295,951,000円	
		2 ふるさと寄附金(企業版)	5,500
		補正後 30,400,000円－補正前 24,900,000円	
1	みどり推進基金繰入金	1 みどり推進基金繰入金	△2
		補正後 178,199,000円－補正前 178,201,000円	

(款) 19 繰入金  
(項) 1 基金繰入金

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項			
21	諸収入	千円 7,734,271	千円 33,195	千円 7,767,466
	5 雑入	1,553,826	33,195	1,587,021
	3 雑入	465,334	△2,254	463,080
	5 過年度収入	2,630	35,449	38,079
22	市債	4,101,600	△29,500	4,072,100
	1 市債	4,101,600	△29,500	4,072,100
	1 総務債	261,600	△13,100	248,500
	5 消防債	1,111,900	△4,300	1,107,600
	6 教育債	1,315,900	△12,100	1,303,800

節		金額	説明
区分	金額		
		千円	千円
2 雑入	△2,254	25 大阪府市町村振興協会市町村交付金 補正後 43,650,000円－補正前 45,904,000円	△2,254
1 過年度収入	35,449	1 過年度収入 令和6年度児童手当交付金他	35,449
1 総務管理事業債	△13,100	3 防災システム整備事業債 補正後 73,900,000円－補正前 73,800,000円	100
		4 庁舎改修事業債 補正後 7,100,000円－補正前 7,500,000円	△400
		7 避難所環境整備事業債 補正後 54,700,000円－補正前 67,500,000円	△12,800
1 消防事業債	△4,300	4 消防車両整備事業債 補正後 165,000,000円－補正前 169,300,000円	△4,300
1 小学校事業債	△100	3 小学校教育ICT環境整備事業債 補正後 2,000,000円－補正前 2,100,000円	△100
2 中学校事業債	△400	3 中学校教育ICT環境整備事業債 補正後 1,000,000円－補正前 1,400,000円	△400
3 社会教育事業債	△11,600	3 生涯学習センター改修事業債 補正後 125,800,000円－補正前 137,400,000円	△11,600

(款) 22 市債  
(項) 1 市債

3 歳 出  
(款) 13 諸支出金  
(項) 2 基金費

科 目		補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳 千円	
款	項				寄附金	一般財源
13	諸 支 出 金	8,176,223	232,063	8,408,286	寄附金 27,225	一般財源 204,838
	2 基 金 費	7,763,341	232,063	7,995,404	寄附金 27,225	一般財源 204,838
	5 文 化 施 設 整 備 基 金 費	202,591	100,000	302,591	一般財源 100,000	
	7 未 来 子 ども 基 金 費	113,100	7,855	120,955	寄附金 7,855	
	8 保 健 福 祉 総 合 推 進 基 金 費	166,906	50,800	217,706	寄附金 800	一般財源 50,000
	10 新 市 立 病 院 整 備 基 金 費	6,027,166	975	6,028,141	寄附金 975	
	12 み どり 推 進 基 金 費	110,134	10,674	120,808	寄附金 3,831	一般財源 6,843
	14 あんしん消防 救 急 基 金 費	38,163	367	38,530	寄附金 367	
	15 学 校 教 育 施 設 整 備 基 金 費	306,025	47,995	354,020	一般財源 47,995	
	16 奨 学 資 金 給 付 基 金 費	9,862	647	10,509	寄附金 647	
	17 まち・ひと・しごと 創 生 基 金 費	384,319	12,750	397,069	寄附金 12,750	

節		金 額 千円	説 明 千円		
区 分					
24	積 立 金	100,000	50	文化施設整備基金積立事業【人権文化部生涯学習・市民活動室】 24 積立金 15 文化施設整備基金積立金	100,000 100,000 100,000
24	積 立 金	7,855	50	未来子ども基金積立事業【教育政策室】 24 積立金 18 未来子ども基金積立金	7,855 7,855 7,855
24	積 立 金	50,800	50	保健福祉総合推進基金積立事業【地域福祉室】 24 積立金 13 保健福祉総合推進基金積立金	50,800 50,800 50,800
24	積 立 金	975	50	新市立病院整備基金積立事業【病院運営管理室】 24 積立金 6 新市立病院整備基金積立金	975 975 975
24	積 立 金	10,674	50	みどり推進基金積立事業【公園緑地室】 24 積立金 22 みどり推進基金積立金	10,674 10,674 10,674
24	積 立 金	367	50	あんしん消防救急基金積立事業【消防総務室】 24 積立金 20 あんしん消防救急基金積立金	367 367 367
24	積 立 金	47,995	50	学校教育施設整備基金積立事業【学校施設管理室】 24 積立金 4 学校教育施設整備基金積立金	47,995 47,995 47,995
24	積 立 金	647	50	奨学資金給付基金積立事業【学校生活支援室】 24 積立金 23 奨学資金給付基金積立金	647 647 647
24	積 立 金	12,750	50	まち・ひと・しごと創生基金積立事業【箕面営業室】 24 積立金 26 まち・ひと・しごと創生基金積立金	12,750 12,750 12,750

(款) 13 諸支出金  
(項) 2 基金費

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	補 正 区 分	前前年度末 現 在 高	前年度末 現 在 高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債	補正前	31,070,246	34,478,619	(2,898,600) 4,101,600	3,035,978	38,442,841
	補正			△ 29,500		△ 29,500
	補正後	31,070,246	34,478,619	(2,898,600) 4,072,100	3,035,978	38,413,341
(8) 消防施設	補正前	782,324	2,137,945	(1,560,000) 1,111,900	241,462	4,568,383
	補正			△ 4,300		△ 4,300
	補正後	782,324	2,137,945	(1,560,000) 1,107,600	241,462	4,564,083
(9) 小学校	補正前	4,326,178	4,072,752	(10,500) 108,700	308,603	3,883,349
	補正			△ 100		△ 100
	補正後	4,326,178	4,072,752	(10,500) 108,600	308,603	3,883,249
(10) 中学校	補正前	3,892,713	3,638,863	(70,700) 428,900	283,987	3,854,476
	補正			△ 400		△ 400
	補正後	3,892,713	3,638,863	(70,700) 428,500	283,987	3,854,076
(12) 社会教育・スポーツ	補正前	507,574	1,150,280	(8,600) 781,900	26,963	1,913,817
	補正			△ 11,600		△ 11,600
	補正後	507,574	1,150,280	(8,600) 770,300	26,963	1,902,217
(13) その他	補正前	14,383,464	14,557,084	(872,300) 558,400	1,016,494	14,971,290
	補正			△ 13,100		△ 13,100
	補正後	14,383,464	14,557,084	(872,300) 545,300	1,016,494	14,958,190
合 計	補正前	45,039,374	47,073,043	(2,898,600) 4,101,600	4,419,722	49,653,521
	補正			△ 29,500		△ 29,500
	補正後	45,039,374	47,073,043	(2,898,600) 4,072,100	4,419,722	49,624,021

注) 当該年度中起債見込額欄の( )は前年度からの繰越分(外書き)である。  
当該年度末現在高見込額欄は繰越分を含む。

報告第14号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和8年3月31日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月1日提出

箕面市長 原 田 亮

令和7年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第4号）（別紙）

（理由）

府補助金の確定に伴い、令和7年度箕面市特別会計国民健康保険事業費予算を補正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

令和7年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第4号）

令和7年度箕面市の特別会計国民健康保険事業費の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ832,275千円を減額し、歳入歳出それぞれ12,608,938千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月31日専決

箕面市長 原 田 亮

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 府 支 出 金		9,051,200	△832,275	8,218,925
	1 府 補 助 金	9,051,200	△832,275	8,218,925
歳 入 合 計		13,441,213	△832,275	12,608,938

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 保 険 給 付 費		8,887,960	△831,665	8,056,295
	1 療 養 諸 費	7,698,000	△743,165	6,954,835
	2 高 額 療 養 費	1,116,312	△85,000	1,031,312
	5 葬 祭 諸 費	9,300	△3,500	5,800
7 予 備 費		5,610	△610	5,000
	1 予 備 費	5,610	△610	5,000
歳 出 合 計		13,441,213	△832,275	12,608,938

令和7年度  
(2025年度)

箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第4号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 国民健康保険料	2,955,875	0	2,955,875
2 使用料及び手数料	2,175	0	2,175
3 府支出金	9,051,200	△832,275	8,218,925
4 財産収入	2,030	0	2,030
5 繰入金	1,371,323	0	1,371,323
6 繰越金	15,329	0	15,329
7 諸収入	43,066	0	43,066
8 国庫支出金	215	0	215
歳入合計	13,441,213	△832,275	12,608,938

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総 務 費	252,299	0	252,299
2 保 険 給 付 費	8,887,960	△831,665	8,056,295
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金	4,121,000	0	4,121,000
4 保 健 事 業 費	116,889	0	116,889
5 基 金 積 立 金	5,091	0	5,091
6 諸 支 出 金	52,364	0	52,364
7 予 備 費	5,610	△610	5,000
歳 出 合 計	13,441,213	△832,275	12,608,938

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	0
0	0	0	△831,665
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	△610
0	0	0	△832,275

2 歳 入  
 (款) 3 府支出金  
 (項) 1 府補助金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
3	府 支 出 金	千円 9,051,200	千円 △832,275	千円 8,218,925
1	府 補 助 金	9,051,200	△832,275	8,218,925
1	保 険 給 付 費 等 交 付 金	9,039,089	△831,727	8,207,362
2	府 補 助 金	12,111	△548	11,563

節		区 分	金 額	説 明
1	普通交付金	△867,166	△867,166	1 普通交付金 補正後 8,108,360,000円－補正前 8,975,526,000円
2	特別交付金	35,439	35,439	1 特別交付金 補正後 99,002,000円－補正前 63,563,000円
2	事業費補助金	△548	△548	2 事業費補助金 補正後 11,319,000円－補正前 11,867,000円

(款) 3 府支出金  
 (項) 1 府補助金

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項				
2	保 險 給 付 費	千円 8,887,960	千円 △831,665	千円 8,056,295	千円 一般財源 △831,665
	1 療 養 諸 費	7,698,000	△743,165	6,954,835	一般財源 △743,165
	1 療 養 給 付 費	7,557,649	△728,165	6,829,484	一般財源 △728,165
	2 療 養 費	118,777	△15,000	103,777	一般財源 △15,000
2	高 額 療 養 費	1,116,312	△85,000	1,031,312	一般財源 △85,000
	1 高 額 療 養 費	1,115,312	△85,000	1,030,312	一般財源 △85,000
5	葬 祭 諸 費	9,300	△3,500	5,800	一般財源 △3,500
	1 葬 祭 費	9,300	△3,500	5,800	一般財源 △3,500
7	予 備 費	5,610	△610	5,000	一般財源 △610
	1 予 備 費	5,610	△610	5,000	一般財源 △610
	1 予 備 費	5,610	△610	5,000	一般財源 △610

節		金 額	説 明
区 分	金 額		
	千円		千円
18	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	△728,165	10 保険給付事業（療養給付費）【国民健康保険室】 △728,165 18 負担金補助及び交付金 △728,165 1 負担金 △728,165 療養給付費 △728,165
18	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	△15,000	12 保険給付事業（療養費）【国民健康保険室】 △15,000 18 負担金補助及び交付金 △15,000 1 負担金 △15,000 療養費 △15,000
18	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	△85,000	15 保険給付事業（高額療養費）【国民健康保険室】 △85,000 18 負担金補助及び交付金 △85,000 1 負担金 △85,000 高額療養費 △85,000
18	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	△3,500	23 保険給付事業（葬祭費）【国民健康保険室】 △3,500 18 負担金補助及び交付金 △3,500 1 負担金 △3,500 葬祭費 △3,500

(款) 7 予備費  
(項) 1 予備費

## 第 4 2 号議案

工事請負契約締結の件

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 8 年 6 月 1 日提出

箕面市長 原 田 亮

- |   |        |                                                             |
|---|--------|-------------------------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的  | スカイアリーナ昇降機更新工事                                              |
| 2 | 契約の方法  | 一般競争入札                                                      |
| 3 | 契約の金額  | 1 4 8 , 5 8 2 , 5 0 0 円                                     |
| 4 | 契約の相手方 | 大阪市西区江戸堀二丁目 6 番 3 3 号<br>日本エレベーター製造株式会社 大阪営業所<br>所長 皿 澤 良 三 |

(提案理由)

スカイアリーナ昇降機更新工事の請負契約を締結するため、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により提案するものである。

#### 第 4 3 号議案

工事請負契約締結の件

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 8 年 6 月 1 日提出

箕面市長 原 田 亮

- |   |        |                                                     |
|---|--------|-----------------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的  | 第六中学校長寿命化改修工事（その 1）                                 |
| 2 | 契約の方法  | 指名競争入札                                              |
| 3 | 契約の金額  | 3 5 3 , 7 6 0 , 0 0 0 円                             |
| 4 | 契約の相手方 | 箕面市如意谷二丁目 1 0 番 8 5 号<br>城下工務店有限会社<br>代表取締役 城 下 義 史 |

（提案理由）

第六中学校長寿命化改修工事（その 1）の請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により提案するものである。

#### 第 4 4 号議案

工事請負契約締結の件

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 8 年 6 月 1 日提出

箕面市長 原 田 亮

- |   |        |                                                    |
|---|--------|----------------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的  | 第六中学校長寿命化改修に伴う機械設備工事（その 1 - 1）                     |
| 2 | 契約の方法  | 指名競争入札                                             |
| 3 | 契約の金額  | 1 5 7 , 3 0 0 , 0 0 0 円                            |
| 4 | 契約の相手方 | 箕面市粟生間谷東一丁目 3 2 番 1 6 号<br>株式会社増田設備<br>代表取締役 増 田 博 |

（提案理由）

第六中学校長寿命化改修に伴う機械設備工事（その 1 - 1）の請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により提案するものである。

#### 第 4 5 号議案

##### 指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立障害者自立支援センターの指定管理者を指定する。

令和 8 年 6 月 1 日提出

箕面市長 原 田 亮

- |   |         |                                                    |
|---|---------|----------------------------------------------------|
| 1 | 公の施設の名称 | 箕面市立あかつき園及び箕面市立ワークセンターささゆり                         |
| 2 | 指定管理者   | 箕面市瀬川三丁目 3 番 2 1 号<br>社会福祉法人あかつき福祉会<br>理事長 奥 村 一 朗 |
| 3 | 指定の期間   | 令和 1 0 年 4 月 1 日から令和 2 0 年 3 月 3 1 日まで             |

##### (提案理由)

箕面市立あかつき園及び箕面市立ワークセンターささゆりの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

#### 第 4 6 号議案

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、大阪府後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて関係市町村と協議する。

令和 8 年 6 月 1 日提出

箕面市長 原 田 亮

（提案理由）

大阪府後期高齢者医療広域連合規約を変更するに当たり、関係市町村と協議するため、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により提案するものである。

別紙

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月17日大阪府指令市第3205号）の一部を次のように変更する。

第17条第1項第4号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この規約は、令和8年10月1日から施行する。

第四十七号議案

箕面市税条例改正の件

箕面市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年六月一日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市税条例の一部を改正する条例

箕面市税条例（昭和二十五年箕面市条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。」「」の下に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第十五条の二の三第二項中「附則第五条の六第二項」を「附則第五条の六第三項又は第四項」に改める。

第十六条第一項ただし書中「及び第十六条の二の三第一項」を「並びに第十六条の二の三第一項及び第二項第四号」に改める。

第十六条の二の二第二項第二号中「除き、」を「除く。次条第一項第二号において同じ。」に改め、「。次条第一項において同じ」を削り、同条第五項中「次条第四項」を「次条第五項」に改める。

第十六条の二の三第一項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第二百三条の六第一項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）

から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で

定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

一 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

二 法の施行地において公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第三号において同じ。）（退職手当等（第十九条の二に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）を有する者

三 法の施行地において公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において施行令第四十八条の九の七の三に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）を有する者

第十六条の二の三第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第四十八条の九の七の三」を「第四十八条の

九の八」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「法第三百十七条の三の三第一項の規定による申告書に」を「同条第一項の規定による申告書に」に、「法第三百十七条の三の三第一項の規定による申告書を提出する」を「同条第一項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

一 公的年金等支払者の名称

二 公的年金等受給者が、法第三百十四条の二第一項第六号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

三 特定配偶者の氏名

四 扶養親族又は特定親族の氏名

五 その他施行規則で定める事項

附則第三条中「から令和九年度まで」を「以後」に改める。

附則第四条の二の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

#### 第四条の二 削除

附則第四条の二の二に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第一項中「令和二十年度」を「令和二十五年」に、「居住年が平成十一年から平成十八年まで又は」を「同法第四十一条第一項に規定する居住年が」に、「令和七年」を「令和十二年」に、「において、前条第一項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に改める。

附則第四条の三中「又は附則第二十三条第一項」を「、附則第十六条の三第一項又は附則第二十三条第一項」に、「附則第五条の六第二項」を「附

則第五条の六第三項又は第四項」に改める。

附則第四条の三の五中「附則第七条の二第四項」の下に「(法附則第七条の三第三項又は第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第四条の四第三項中「附則第十五条第二十五項第一号」を「附則第十五条第二十四項第一号」に、「六分の五」を「三分の一」に改め、同条第四項中「附則第十五条第二十五項第一号」を「附則第十五条第二十四項第一号」に、「二分の一」を「三分の一」に改め、同条第五項中「附則第十五条第二十五項第一号」を「附則第十五条第二十四項第一号」に、「二分の一」を「三分の一」に改め、同条第六項中「附則第十五条第二十五項第一号」を「附則第十五条第二十四項第一号」に、「二分の一」を「三分の一」に改め、同条第七項中「附則第十五条第二十五項第二号」を「附則第十五条第二十四項第三号(同号イに掲げる設備に限る。)」に、「七分の六」を「二分の一」に改め、同条第八項中「附則第十五条第二十五項第三号(同号イ)」を「附則第十五条第二十四項第三号(同号ロ)」に、「十二分の十一」を「二分の一」に改め、同条第九項中「附則第十五条第二十五項第三号(同号ロに掲げる設備に限る。)」を「附則第十五条第二十四項第四号」に改め、同条第十項から第十三項までを削り、同条第十四項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十五項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第十六項を第十二項とし、第十七項を第十三項とし、同条に次の一項を加える。

14 法附則第十五条の十一第一項に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。

附則第五条の四中「附則第十二条第十九項」を「附則第十二条第二十項」に改める。

附則第五条の五第四号中「附則第十二条第二十三項」を「附則第十二条第二十四項」に改め、同条第六号中「附則第十二条第二十四項」を「附則第十二条第二十五項」に改める。

附則第五条の五の二第五号及び第五条の七第五号中「附則第十二条第三十一項」を「附則第十二条第三十二項」に改める。

附則第五条の八中「附則第十二条第十九項」を「附則第十二条第二十項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（利便性等向上改修工事が行われた特別特定建築物に対する固定資産税及び都市計画税の特例を受けようとする者がすべき申告等）

第五条の九 法附則第十五条の十一第一項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条の二第一項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十四条第一項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第三項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第十七条第三項第一号に規定する同法第二条第二十号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

一 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

二 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

三 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行

令（平成十八年政令第三百七十九号）第五条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十四条第三項の条例で定める同法第二条第十八号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

四 家屋の建築年月日及び登記年月日

五 利便性等向上改修工事が完了した年月日

六 利便性等向上改修工事が完了した日から三月を経過した後申告書を提出する場合には、三月以内に提出することができなかった理由

附則第七条第三項第二号中「附則第四条の二第一項、」を「附則第四条第一項及び」に改め、「及び附則第四条の三」及び「中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第七条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項」を削り、「附則第四条の二第一項」を「附則第四条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第八条 削除

附則第十一条第三項第二号中「附則第四条の二第一項、」を「附則第四条第一項及び」に改め、「及び附則第四条の三」及び「中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項」を削り、「附則第四条の二第一項」を「附則第四条第一項」に改める。

附則第十二条第三項第二号中「附則第四条の二第一項、」を「附則第四条第一項及び」に、「及び附則第四条の三の規定」を「の規定」に改め、「中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十二条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項」を削り、「附則第四条の二第一項」を「附則第四条第一項」に改め、「同条第二項及び附則第四条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定によ

る市民税の所得割の額の合計額」とを削る。

附則第十三条第一項中「令和八年度」を「令和十一年度」に、「次に掲げる場合」を「次の各号に掲げる場合」に改め、同条第二項中「令和八年度」を「令和十一年度」に、「附則第三十四条の二第五項」を「附則第三十四条の二第六項」に、「附則第三十四条の二第十項」を「附則第三十四条の二第十二項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第一項又は第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第十五条第五項第二号中「附則第四条の二第一項、」を「附則第四条第一項及び」に改め、「及び附則第四条の三」及び「中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項」を削り、「附則第四条の二第一項」を「附則第四条第一項」に改める。

附則第十六条第二項第二号中「附則第四条の二第一項、」を「附則第四条

第一項及び」に改め、「及び附則第四条の三」及び「中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十六条第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項」を削り、「附則第四条の二第一項」を「附則第四条第一項」に改める。

附則第十六条の二の次に次の一条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第十六条の三 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第十四条第一項及び第二項並びに第十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令附則第十八条の六の四で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第一号の規定により読み替えて適用される第十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の三に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第十四条の二の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第十六条の三第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

二 第十五条の二の二から第十五条の三まで、第十五条の四第一項、附則第四条第一項及び附則第四条の二の二第一項の規定の適用については、第十五条の二の二中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十六条の三第一項の規定による市民税の所得割の額」と、第十

五条の二の三第一項前段、第十五条の三、第十五条の四第一項、附則第四条第一項及び附則第四条の二の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十六条の三第一項の規定による市民税の所得割の額」と、第十五条の二の三第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十六条の三第一項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

三 第十五条の五の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第十六条の三第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第十六条の三第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

四 附則第二条の規定の適用については、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十六条の三第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十六条の三第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第二十三条第二項第二号中「附則第四条の二第一項、」を「附則第四条第一項及び」に改め、「及び附則第四条の三」及び「中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第二十三条第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項」を削り、「附則第四条の二第一項」を「附則第四条第一項」に改める。

附則第二十四条第二項第二号及び第五項第二号並びに第二十五条第二項第二号及び第五項第二号中「、第四条の二第一項」を削る。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十六条第一項ただし書、第十六条の二の二及び第十六条の二の三の改正規定並びに附則第三条の改正規定及び附則第四条の二の二第一項の改正規定（「令和二十年度」を「令和二十五年」に改める部分及び「令和七年」を「令和十二年」に改める部分に限る。）並びに次条第一項及び第二項の規定 令和九年一月一日

二 第十五条の二の三第二項の改正規定並びに附則第四条の三の改正規定（「附則第五条の六第二項」を「附則第五条の六第三項又は第四項」に改める部分に限る。）、附則第四条の三の五の改正規定及び附則第十三条の改正規定（同条第一項及び第二項中「令和八年度」を「令和十一年度」に改める部分を除く。）並びに次条第四項の規定 令和十年一月一日

三 附則第四条の三の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第十六条の二の次に一条を加える改正規定並びに次条第三項及び第五項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の一月一日

（市民税に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の箕面市税条例（以下「新条例」という。）第十六条の二の三第一項及び第二項の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第十六条の二の三第一項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の箕面市税条例第十六条の二の三第一項の規定による申告書については、

なお従前の例による。

2 前条第一号に掲げる規定による改正後の箕面市税条例附則第四条の二の二第一項及び第二項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和八年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第七条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十条第一項に規定する居住用家屋（同条第十六項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第十六項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第十七項に規定する特例既存住宅及び同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項の規定による要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する認定住宅等とみなされる同条第十八項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十条第一項に規定する居住用家屋（同条第二十項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第二十項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部

分に限る。)又は同条第十項に規定する認定住宅等(同条第二十一項の規定により同条第十項に規定する認定住宅等とみなされる同条第二十一項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第三号に掲げる規定による改正後の箕面市税条例附則第四条の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第五項において「三号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、三号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第十三条第四項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第十三条第一項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第十六条の三の規定は、三号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税又は都市計画税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和七年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第二号)第一条の規定による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)附則第十五条第二十五項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法等の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第四十八号議案

箕面市地方自治法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条

例制定の件

箕面市地方自治法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和八年六月一日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市地方自治法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条

例

(箕面市監査委員条例の一部改正)

第一条 箕面市監査委員条例(昭和四十一年箕面市条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第八条中「第二百四十三条の二の八第三項」を「第二百四十三条の二の九第三項」に改める。

(箕面市上下水道企業の設置等に関する条例等の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「第二百四十三条の二の八第八項」を「第二百四十三条の二の九第八項」に改める。

一 箕面市上下水道企業の設置等に関する条例(昭和四十一年箕面市条例第三十五号) 第七条

二 箕面市病院事業の設置等に関する条例(昭和五十六年箕面市条例第二十四号) 第六条

三 箕面市ボートレース事業の設置等に関する条例(令和二年箕面市条例第三十一号) 第六条

(箕面市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正)

第三条 箕面市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和二年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に改める。

第二条第一項中「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に改め、同条第二項中「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に、「第二百四十三条の四第一項第一号」を「第二百四十三条の五第一項第一号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和八年九月二十四日から施行する。

#### （提案理由）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）等の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を制定するものである。

#### 第49号議案

令和8年度箕面市一般会計補正予算（第1号）

令和8年度箕面市の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ710,469千円を追加し、歳入歳出それぞれ71,590,469千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和8年6月1日提出

箕面市長 原 田 亮

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14 使用料及び手数料		760,942	1,926	762,868
	1 使用料	458,498	1,926	460,424
15 国庫支出金		14,650,473	512,940	15,163,413
	1 国庫負担金	11,268,018	120,783	11,388,801
	2 国庫補助金	700,354	20,083	720,437
	4 国庫交付金	2,618,568	372,074	2,990,642
19 繰入金		4,976,995	300	4,977,295
	1 基金繰入金	4,617,474	300	4,617,774
20 繰越金		1,000	136,503	137,503
	1 繰越金	1,000	136,503	137,503
22 市債		4,154,300	58,800	4,213,100
	1 市債	4,154,300	58,800	4,213,100
歳入合計		70,880,000	710,469	71,590,469

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		455,936	△1,098	454,838
	1 議会費	455,936	△1,098	454,838
2 総務費		8,212,116	△30,737	8,181,379
	1 総務管理費	7,018,147	△34,396	6,983,751
	2 徴税費	480,397	△956	479,441
	3 戸籍住民基本台帳費	514,522	5,853	520,375
	4 選挙費	141,500	△5,833	135,667
	5 統計調査費	33,574	△5,622	27,952
	6 監査委員費	23,976	10,217	34,193
3 民生費		31,391,198	520,420	31,911,618
	1 社会福祉費	8,234,789	339,983	8,574,772
	2 児童福祉費	14,587,920	10,835	14,598,755
	3 生活保護費	2,989,548	157,469	3,147,017
	5 介護保険費	2,006,246	12,133	2,018,379
4 衛生費		6,225,959	20,497	6,246,456
	1 保健衛生費	2,040,558	△28,228	2,012,330
	2 清掃費	2,120,795	48,725	2,169,520
5 労働費		117,742	△10,042	107,700
	1 労働諸費	117,742	△10,042	107,700
6 農林水産業費		131,896	14,527	146,423
	1 農業費	114,294	14,527	128,821
7 商工費		242,985	20,444	263,429
	1 商工費	171,235	20,444	191,679
8 土木費		5,824,339	27,240	5,851,579
	1 土木管理費	1,226,569	△6,968	1,219,601
	2 道路橋りょう費	1,863,655	33,880	1,897,535
	4 都市計画費	2,083,138	328	2,083,466
9 消防費		2,022,753	96,448	2,119,201
	1 消防費	2,022,753	96,448	2,119,201
10 教育費		10,289,247	52,770	10,342,017
	1 教育総務費	2,107,552	35,921	2,143,473
	2 小学校費	2,303,031	△12,139	2,290,892
	3 中学校費	2,450,500	△7,256	2,443,244

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	4 幼稚園費	94,218	9,169	103,387
	5 社会教育費	1,050,471	26,195	1,076,666
	6 保健体育費	2,283,475	880	2,284,355
歳出合計		70,880,000	710,469	71,590,469

第 2 表 継続費補正

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
9 消防費	1 消防費	消防拠点 整備事業 (継続費)	千円		千円	千円		千円
			3,277,131	令和5年度	182,146	3,335,940	令和5年度	182,146
				令和6年度	2,459,526		令和6年度	2,459,526
				令和7年度	635,459		令和7年度	635,459
				令和8年度			令和8年度	58,809
							令和9年度	

第 3 表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
フロントヤード改革事業 (書かない窓口システム整備)			令和8年度から令和12年度	78,617 千円
障害者自立支援センター 管 理 運 営 事 業 ( R 8 年 度 設 定 分 )			令和8年度から令和19年度	指定管理者の指定 に伴い毎年度事業 実施に必要と市が 認める額。 ただし、利用料 金の対象となる経 費を除く。

第 4 表 地方債補正

起債の目的	補正区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他
消防拠点整備事業	補正前	千円		%以内		年以内	年以内		
	補正後	58,800	普通貸借又は証券発行	4 (注)	政府 その他	25	5	半年賦又は年賦、元利均等又は元金均等	必要に応じて繰上償還することができる。

(注) ただし、利率見直し方式による借入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

令和 8 年度  
(2026 年度)

箕面市一般会計補正予算（第 1 号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	29,378,000	0	29,378,000
2 地 方 譲 与 税	278,000	0	278,000
3 利 子 割 交 付 金	140,000	0	140,000
4 配 当 割 交 付 金	328,000	0	328,000
5 株式等譲渡所得割交付金	405,000	0	405,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	332,000	0	332,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	3,400,000	0	3,400,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金	18,000	0	18,000
9 ゴルフ場利用税交付金	1,700	0	1,700
10 地 方 特 例 交 付 金	227,000	0	227,000
11 地 方 交 付 税	1,160,000	0	1,160,000
12 交通安全対策特別交付金	13,000	0	13,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1,205,505	0	1,205,505
14 使 用 料 及 び 手 数 料	760,942	1,926	762,868
15 国 庫 支 出 金	14,650,473	512,940	15,163,413
16 府 支 出 金	5,798,171	0	5,798,171
17 財 産 収 入	484,747	0	484,747
18 寄 附 金	1,002	0	1,002
19 繰 入 金	4,976,995	300	4,977,295
20 繰 越 金	1,000	136,503	137,503
21 諸 収 入	3,166,165	0	3,166,165
22 市 債	4,154,300	58,800	4,213,100
歳 入 合 計	70,880,000	710,469	71,590,469

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	455,936	△1,098	454,838
2 総務費	8,212,116	△30,737	8,181,379
3 民生費	31,391,198	520,420	31,911,618
4 衛生費	6,225,959	20,497	6,246,456
5 労働費	117,742	△10,042	107,700
6 農林水産業費	131,896	14,527	146,423
7 商工費	242,985	20,444	263,429
8 土木費	5,824,339	27,240	5,851,579
9 消防費	2,022,753	96,448	2,119,201
10 教育費	10,289,247	52,770	10,342,017
11 災害復旧費	20,000	0	20,000
12 公債費	3,547,965	0	3,547,965
13 諸支出金	2,347,864	0	2,347,864
14 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	70,880,000	710,469	71,590,469

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	△1,098
0	0	1,926	△32,663
510,351	0	260	9,809
0	0	0	20,497
0	0	0	△10,042
0	0	0	14,527
0	0	0	20,444
0	0	0	27,240
0	58,800	0	37,648
0	0	0	52,770
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
510,351	58,800	2,186	139,132

2 歳 入

(款) 14 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項			
14	使用料及び手数料	千円 760,942	千円 1,926	千円 762,868
	1 使用料	458,498	1,926	460,424
	1 総務使用料	13,785	1,926	15,711
15	国庫支出金	14,650,473	512,940	15,163,413
	1 国庫負担金	11,268,018	120,783	11,388,801
	1 民生費国庫負担金	11,257,975	120,783	11,378,758
	2 国庫補助金	700,354	20,083	720,437
	2 民生費国庫補助金	197,373	20,083	217,456
	4 国庫交付金	2,618,568	372,074	2,990,642
	1 総務費国庫交付金	107,032	372,074	479,106
19	繰入金	4,976,995	300	4,977,295
	1 基金繰入金	4,617,474	300	4,617,774
	7 未来子ども基金繰入金	733,279	300	733,579
20	繰越金	1,000	136,503	137,503
	1 繰越金	1,000	136,503	137,503
	1 前年度繰越金	1,000	136,503	137,503
22	市債	4,154,300	58,800	4,213,100
	1 市債	4,154,300	58,800	4,213,100
	6 消防債	48,600	58,800	107,400

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
1 総務管理使用料	1,926	12 コミュニティセンター使用料 補正後 11,734,000円－補正前 9,808,000円 1,926
3 生活保護費負担金	120,783	1 生活保護費負担金 補正後 2,178,964,000円－補正前 2,058,181,000円 120,783
2 児童福祉費補助金	930	2 母子等自立支援事業費補助金 補正後 8,641,000円－補正前 7,711,000円 930
3 生活保護費補助金	19,153	7 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 補正後 58,092,000円－補正前 38,939,000円 19,153
1 総務管理費交付金	372,074	1 地方創生臨時交付金 372,074
1 未来子ども基金繰入金	300	1 未来子ども基金繰入金 補正後 733,579,000円－補正前 733,279,000円 300
1 前年度繰越金	136,503	1 前年度繰越金 補正後 137,503,000円－補正前 1,000,000円 136,503
1 消防事業債	58,800	5 消防拠点整備事業債 58,800

(款) 22 市債  
(項) 1 市債

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

科 目		補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円	
款	項				目	一般財源
1	議 会 費	455,936	△1,098	454,838	一般財源	△1,098
	1 議 会 費	455,936	△1,098	454,838	一般財源	△1,098
	1 議 会 費	455,936	△1,098	454,838	一般財源	△1,098
2	総 務 費	8,212,116	△30,737	8,181,379	使用料及び手数料 一般財源	1,926 △32,663
	1 総 務 管 理 費	7,018,147	△34,396	6,983,751	使用料及び手数料 一般財源	1,926 △36,322
	1 一 般 管 理 費	4,207,594	△37,994	4,169,600	一般財源	△37,994
	23 コミュニティ センター費	54,829	3,598	58,427	使用料及び手数料 一般財源	1,926 1,672
2	徴 税 費	480,397	△956	479,441	一般財源	△956
	1 徴 税 総 務 費	362,187	△956	361,231	一般財源	△956

節		区 分	金 額 千円	説 明 千円	
2	3			4	5
2	給 料	△774		<b>1 人件費（議会費）【職員課】</b>	<b>△1,098</b>
				<b>2 給 料</b>	<b>△774</b>
				2 一般職給	△774
				一般職給	△774
3	職 員 手 当 等	549		<b>3 職員手当等</b>	<b>549</b>
				4 地域手当	810
				5 通勤手当	121
				9 時間外及び休日勤務手当	△44
				10 住居手当	444
				11 期末勤勉手当	△782
				<b>4 共 済 費</b>	<b>△873</b>
				3 職員共済組合負担金	△873
2	給 料	△4,190		<b>2 人件費（一般管理費）【職員課】</b>	<b>△37,994</b>
				<b>2 給 料</b>	<b>△4,190</b>
				2 一般職給	△4,190
				一般職給	△4,190
3	職 員 手 当 等	△14,944		<b>3 職員手当等</b>	<b>△14,944</b>
				2 扶養手当	△2,248
				5 通勤手当	△1,309
				9 時間外及び休日勤務手当	△4,390
				10 住居手当	△7,276
				11 期末勤勉手当	2,175
				14 児童手当	△1,560
				17 初任給調整手当	△336
				<b>4 共 済 費</b>	<b>△18,860</b>
				3 職員共済組合負担金	△18,860
11	役 務 費	169		<b>1 コミュニティセンター管理運営事業【市民サービス政策課】</b>	<b>3,598</b>
				<b>11 役 務 費</b>	<b>169</b>
				3 手 数 料	169
12	委 託 料	3,429		<b>12 委 託 料</b>	<b>3,429</b>
				1 委 託 料	3,429
				管理運営委託	1,926
				電話予約センター運営業務委託	1,503
2	給 料	△120		<b>1 人件費（徴税総務費）【職員課】</b>	<b>△956</b>
				<b>2 給 料</b>	<b>△120</b>

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

科 目			補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款	項	目				
2	2	1 [徴税総務費]				
	3	戸籍住民基本台帳費	514,522	5,853	520,375	一般財源 5,853
		1 戸籍住民基本台帳費	514,522	5,853	520,375	一般財源 5,853
	4	選挙費	141,500	△5,833	135,667	一般財源 △5,833
		1 選挙管理委員会費	72,792	△5,833	66,959	一般財源 △5,833
	5	統計調査費	33,574	△5,622	27,952	一般財源 △5,622
		1 統計調査総務費	28,456	△5,622	22,834	一般財源 △5,622

節		説 明	千円
区 分	金 額		
3	職員手当等	2 一般職給 一般職給	868 △120
4	共 済 費	3 職員手当等	868
		2 扶養手当	78
		3 管理職手当	240
		4 地域手当	1,254
		5 通勤手当	△252
		9 時間外及び休日勤務手当	219
		10 住居手当	△261
		11 期末勤勉手当	△650
		14 児童手当	240
		4 共 済 費	△1,704
		3 職員共済組合負担金	△1,353
		7 社会保険料	△351
3	職員手当等	1 人件費(戸籍住民基本台帳費)【職員課】	5,853
4	共 済 費	3 職員手当等	4,750
		2 扶養手当	85
		3 管理職手当	△495
		5 通勤手当	467
		9 時間外及び休日勤務手当	610
		10 住居手当	516
		11 期末勤勉手当	3,387
		14 児童手当	180
		4 共 済 費	1,103
		3 職員共済組合負担金	775
		7 社会保険料	328
2	給 料	1 人件費(選挙管理委員会費)【職員課】	△5,833
3	職員手当等	2 給 料	△2,524
		2 一般職給 一般職給	△2,524 △2,524
4	共 済 費	3 職員手当等	△2,403
		3 管理職手当	△810
		4 地域手当	249
		5 通勤手当	222
		9 時間外及び休日勤務手当	58
		11 期末勤勉手当	△2,122
		4 共 済 費	△906
		3 職員共済組合負担金	△906
2	給 料	1 人件費(統計調査総務費)【職員課】	△5,622
		2 給 料	△3,382

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

科 目			補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款	項	目				
2	5	1 [統計調査総務費]				
	6	監 査 委 員 費	23,976	10,217	34,193	一般財源 10,217
		1 監 査 委 員 費	23,976	10,217	34,193	一般財源 10,217
3		民 生 費	31,391,198	520,420	31,911,618	国庫支出金 510,351 繰入金 260 一般財源 9,809
	1	社 会 福 祉 費	8,234,789	339,983	8,574,772	国庫支出金 330,840 一般財源 9,143
		1 社会福祉総務費	1,467,045	297,891	1,764,936	国庫支出金 288,748 一般財源 9,143

節		説 明	千円
区 分	金 額		
3	職 員 手 当 等	2 一般職給 一般職給	△3,382
4	共 済 費	3 職員手当等	△1,052
		2 扶養手当	234
		4 地域手当	△288
		5 通勤手当	△125
		10 住居手当	81
		11 期末勤勉手当	△1,374
		14 児童手当	420
		4 共 済 費	△1,188
		3 職員共済組合負担金	△1,188
2	給 料	1 人件費(監査委員費)【職員課】	10,217
		2 給 料	4,744
		2 一般職給 一般職給	4,744
		3 職員手当等	3,824
		3 管理職手当	720
		4 地域手当	832
		5 通勤手当	84
		9 時間外及び休日勤務手当	△77
		11 期末勤勉手当	2,265
		4 共 済 費	1,649
		3 職員共済組合負担金	1,649
3	職 員 手 当 等	1 人件費(社会福祉総務費)【職員課】	9,143
		3 職員手当等	8,378
		3 管理職手当	△125
		9 時間外及び休日勤務手当	3,975
		11 期末勤勉手当	4,808
		14 児童手当	△280
		4 共 済 費	765
		7 社会保険料	765
51	物価高騰対応市緊急支援事業(高齢者支援)【総務課】		227,945
		3 職員手当等	372
		9 時間外及び休日勤務手当	372
		10 需 用 費	2,378
		1 消耗品費	200
		4 印刷製本費 封筒	2,178

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

科 目			補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款	項	目				
3	1	1 [社会福祉総務費]				
		6 老人福祉費	432,547	33,253	465,800	国庫支出金 33,253
		8 障害福祉費	4,663,557	8,839	4,672,396	国庫支出金 8,839
	2	児童福祉費	14,587,920	10,835	14,598,755	国庫支出金 42,164 繰入金 260 一般財源 △31,589
		1 児童福祉総務費	6,008,052	3,892	6,011,944	国庫支出金 3,166 繰入金 260 一般財源 466

節		説 明	千円
区 分	金 額 千円		
		11 役 務 費	6,738
		1 通信運搬費	3,960
		3 手数料	2,778
		12 委 託 料	27,487
		1 委 託 料	27,487
		給付事務委託他	27,487
		13 使用料及び賃借料	5,970
		1 使用料	5,970
		18 負担金補助及び交付金	185,000
		3 交付金	185,000
		物価高騰対策給付金	185,000
		54 福祉輸送利用促進モデル事業【地域福祉課】	60,803
		18 負担金補助及び交付金	60,803
		2 補助金	60,803
		福祉輸送利用促進モデル事業補助金	60,803
1	報 酬	54 物価高騰対応市緊急支援事業（高齢福祉）【高齢福祉課】	33,253
		1 報 酬	1,062
10	需 用 費	5 会計年度任用職員報酬	1,062
		事務補助員	1,062
11	役 務 費	10 需 用 費	3
		1 消耗品費	3
18	負担金補助及び交付金	11 役 務 費	19
		1 通信運搬費	19
		18 負担金補助及び交付金	32,169
		3 交付金	32,169
		物価高騰対応支援金	32,169
1	報 酬	57 物価高騰対応市緊急支援事業（障害福祉）【障害福祉課】	8,839
		1 報 酬	531
18	負担金補助及び交付金	5 会計年度任用職員報酬	531
		事務補助員	531
		18 負担金補助及び交付金	8,308
		3 交付金	8,308
		物価高騰対応支援金	8,308
10	需 用 費	8 地域子育て支援センター運営事業【子育て支援課】	260
		17 備品購入費	260
		1 庁用器具費	260
		管理運営用	260
11	役 務 費	51 児童扶養手当システム改修事業【子育て支援課】	1,396
12	委 託 料	12 委 託 料	1,396
		1 委 託 料	1,396
17	備品購入費		260

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

科 目			補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款	項	目				
3	2	1 [児童福祉総務費]				
		2 児童福祉施設費	6,765,860	38,998	6,804,858	国庫支出金 38,998
		3 保 育 所 費	524,495	△32,860	491,635	一般財源 △32,860
		7 認定こども園費	393,320	805	394,125	一般財源 805
	3	生 活 保 護 費	2,989,548	157,469	3,147,017	国庫支出金 137,347 一般財源 20,122
		1 生活保護総務費	242,260	△3,575	238,685	国庫支出金 16,564 一般財源 △20,139

節		説 明	千円
区 分	金 額		
18	負担金補助及び交付金	児童扶養手当システム改修委託	1,396
		52 物価高騰対応市緊急支援事業（子どもすこやか）	2,236
		【児童発達支援センター】	
		10 需 用 費	3
		1 消 耗 品 費	3
		11 役 務 費	7
		1 通 信 運 搬 費	7
		18 負担金補助及び交付金	2,226
		3 交 付 金	2,226
		物価高騰支援給付金	2,226
18	負担金補助及び交付金	51 物価高騰対応市緊急支援事業（民間保育施設支援）	38,998
		【保育幼稚園利用課】	
		18 負担金補助及び交付金	38,998
		2 補 助 金	38,998
		保育所等物価高騰対応支援金	38,998
2	給 料	1 人件費（保育所費）【職員課】	△32,860
		2 給 料	△13,268
		2 一 般 職 給	△13,268
		一般職給	△13,268
		3 職員手当等	△9,955
		2 扶 養 手 当	△894
		3 管 理 職 手 当	720
		4 地 域 手 当	△759
		5 通 勤 手 当	411
		9 時間外及び休日勤務手当	391
		10 住 居 手 当	△2,422
		11 期 末 勤 勉 手 当	△6,322
		14 児 童 手 当	△1,080
		4 共 済 費	△9,637
		3 職員共済組合負担金	△9,637
3	職員手当等	1 人件費（認定こども園費）【職員課】	805
		3 職員手当等	2,537
		2 扶 養 手 当	△109
		5 通 勤 手 当	731
		9 時間外及び休日勤務手当	1,419
		10 住 居 手 当	△357
		11 期 末 勤 勉 手 当	1,213
		14 児 童 手 当	△360
		4 共 済 費	△1,732
		3 職員共済組合負担金	△2,060
		7 社会保険料	328
2	給 料	1 人件費（生活保護総務費）【職員課】	△20,139
		2 給 料	△8,572

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

科 目			補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款	項	目				
3	3	1 [生活保護総務費]				
		2 扶 助 費	2,747,288	161,044	2,908,332	国庫支出金 120,783 一般財源 40,261
	5	介 護 保 険 費	2,006,246	12,133	2,018,379	一般財源 12,133
		1 介 護 保 険 費	2,006,246	12,133	2,018,379	一般財源 12,133
4	衛	生 費	6,225,959	20,497	6,246,456	一般財源 20,497
		1 保 健 衛 生 費	2,040,558	△28,228	2,012,330	一般財源 △28,228
		1 保 健 衛 生 総 務 費	488,387	△28,228	460,159	一般財源 △28,228

節		説 明	千円
区 分	金 額		
3	職 員 手 当 等	2 一 般 職 給 一般職給	△8,572
4	共 済 費	3 職 員 手 当 等	△7,558
10	需 用 費	2 扶 養 手 当	△8,572
11	役 務 費	3 管 理 職 手 当	△7,558
12	委 託 料	2 扶 養 手 当	△312
		3 管 理 職 手 当	△1,620
		4 地 域 手 当	△674
		5 通 勤 手 当	△363
		9 時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当	△5
		10 住 居 手 当	300
		11 期 末 勤 勉 手 当	△4,644
		14 児 童 手 当	△240
		4 共 済 費	△4,009
		3 職 員 共 済 組 合 負 担 金	△4,009
50	生活保護事務事業（臨時）【生活福祉課】		16,564
10	需 用 費		36
		4 印 刷 製 本 費	36
		封筒他	36
11	役 務 費		234
		1 通 信 運 搬 費	234
12	委 託 料		16,294
		1 委 託 料	16,294
		システム改修委託	674
		廃止世帯追加支給業務委託	15,620
19	扶 助 費	1 生活保護事業（扶助費）【生活福祉課】	161,044
		19 扶 助 費	161,044
		1 扶 助 費	161,044
		生活扶助費（追加給付）	161,044
27	繰 出 金	1 特別会計介護保険事業費繰出金（経常）【介護医療課】	8,696
		27 繰 出 金	8,696
		5 特別会計介護保険事業費繰出金	8,696
		職員給与費等繰出	8,696
		51 特別会計介護保険事業費繰出金（臨時）【介護医療課】	3,437
		27 繰 出 金	3,437
		5 特別会計介護保険事業費繰出金	3,437
		職員給与費等繰出	3,437
2	給 料	1 人件費（保健衛生総務費）【職員課】	△28,228
		2 給 料	△14,030

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

科 目			補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款	項	目				
4	1	1 [保健衛生総務費]				
	2	清 掃 費	2,120,795	48,725	2,169,520	一般財源 48,725
		1 清掃総務費	408,370	48,725	457,095	一般財源 48,725
5		勞 働 費	117,742	△10,042	107,700	一般財源 △10,042
	1	勞 働 諸 費	117,742	△10,042	107,700	一般財源 △10,042
		1 労働対策費	79,814	△10,042	69,772	一般財源 △10,042

節		説 明	千円
区 分	金 額		
3	職員手当等	2 一般職給 一般職給	△14,030
		△14,030	
4	共 済 費	3 職員手当等	△7,601
		2 扶養手当	△1,560
		3 管理職手当	2,568
		5 通勤手当	△1,521
		9 時間外及び休日勤務手当	741
		10 住居手当	△3,417
		11 期末勤勉手当	△3,152
		14 児童手当	△1,260
		4 共 済 費	△6,597
		3 職員共済組合負担金	△6,223
		7 社会保険料	△374
2	給 料	1 人件費(清掃総務費)【職員課】	23,385
		2 給 料	12,210
		2 一般職給 一般職給	12,210
		12,210	
3	職員手当等	3 職員手当等	8,838
		2 扶養手当	△156
		3 管理職手当	540
		4 地域手当	2,921
		5 通勤手当	384
		9 時間外及び休日勤務手当	2,440
		10 住居手当	△570
		11 期末勤勉手当	3,399
		14 児童手当	△120
		4 共 済 費	2,337
		3 職員共済組合負担金	2,009
		7 社会保険料	328
10	需 用 費	9 指定ごみ袋配布事業【環境クリーンセンター】	25,340
		10 需 用 費	25,340
		1 消耗品費	25,340
2	給 料	1 人件費(労働対策費)【職員課】	△10,042
		2 給 料	△4,918
		2 一般職給 一般職給	△4,918
		△4,918	
3	職員手当等	3 職員手当等	△3,181
		4 地域手当	△590
		5 通勤手当	△162
4	共 済 費		△1,943

(款) 5 労働費  
(項) 1 労働諸費

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

科 目			補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款	項	目				
5	1	1 [労働対策費]				
6		農 林 水 産 業 費	131,896	14,527	146,423	一般財源 14,527
	1	農 業 費	114,294	14,527	128,821	一般財源 14,527
		1 農業委員会費	38,984	3,408	42,392	一般財源 3,408
		2 農業総務費	18,461	11,119	29,580	一般財源 11,119
7		商 工 費	242,985	20,444	263,429	一般財源 20,444
	1	商 工 費	171,235	20,444	191,679	一般財源 20,444
		1 商工総務費	121,082	20,444	141,526	一般財源 20,444

節		説 明	千円
区 分	金 額		
		9 時間外及び休日勤務手当	△294
		11 期末勤勉手当	△2,135
		<b>4 共 済 費</b>	<b>△1,943</b>
		3 職員共済組合負担金	△1,943
2	給 料	<b>1 人件費（農業委員会費）【職員課】</b>	<b>3,408</b>
		<b>2 給 料</b>	<b>2,171</b>
		2 一般職給	2,171
		一般職給	2,171
		<b>3 職員手当等</b>	<b>825</b>
		3 管理職手当	△180
		4 地域手当	442
		5 通勤手当	160
		11 期末勤勉手当	403
		<b>4 共 済 費</b>	<b>412</b>
		3 職員共済組合負担金	412
2	給 料	<b>1 人件費（農業総務費）【職員課】</b>	<b>11,119</b>
		<b>2 給 料</b>	<b>5,862</b>
		2 一般職給	5,862
		一般職給	5,862
		<b>3 職員手当等</b>	<b>3,338</b>
		2 扶養手当	156
		4 地域手当	871
		5 通勤手当	91
		10 住居手当	369
		11 期末勤勉手当	1,731
		14 児童手当	120
		<b>4 共 済 費</b>	<b>1,919</b>
		3 職員共済組合負担金	1,919
2	給 料	<b>1 人件費（商工総務費）【職員課】</b>	<b>20,444</b>
		<b>2 給 料</b>	<b>10,427</b>
		2 一般職給	10,427
		一般職給	10,427
		<b>3 職員手当等</b>	<b>7,299</b>
		2 扶養手当	△216
		3 管理職手当	180
		4 地域手当	2,144
		5 通勤手当	733
		9 時間外及び休日勤務手当	839

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

科 目			補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円	
款	項	目					
7	1	1 [商工総務費]					
8	土	木 費	5,824,339	27,240	5,851,579	一般財源	27,240
	1	土 木 管 理 費	1,226,569	△6,968	1,219,601	一般財源	△6,968
		1 土 木 総 務 費	1,222,646	△6,968	1,215,678	一般財源	△6,968
	2	道 路 橋 り よ う 費	1,863,655	33,880	1,897,535	一般財源	33,880
		2 道 路 維 持 ・ 交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 費	1,833,545	33,880	1,867,425	一般財源	33,880
	4	都 市 計 画 費	2,083,138	328	2,083,466	一般財源	328
		1 都 市 計 画 総 務 費	5,363	328	5,691	一般財源	328
9	消	防 費	2,022,753	96,448	2,119,201	市債 一般財源	58,800 37,648
	1	消 防 費	2,022,753	96,448	2,119,201	市債 一般財源	58,800 37,648
		1 常 備 消 防 費	1,777,147	37,639	1,814,786	一般財源	37,639

節		説 明	千円
区 分	金 額 千円		
		10 住居手当	336
		11 期末勤勉手当	3,403
		14 児童手当	△120
		<b>4 共 済 費</b>	<b>2,718</b>
		3 職員共済組合負担金	2,718
3	職員手当等	<b>1 人件費（土木総務費）【職員課】</b>	<b>△6,968</b>
		<b>3 職員手当等</b>	<b>△5,824</b>
		2 扶養手当	△3,204
		3 管理職手当	△1,392
		9 時間外及び休日勤務手当	9,601
		10 住居手当	△192
		11 期末勤勉手当	△6,509
		14 児童手当	△3,360
		17 初任給調整手当	△768
		<b>4 共 済 費</b>	<b>△1,144</b>
		3 職員共済組合負担金	△817
		7 社会保険料	△327
14	工事請負費	<b>55 道路安全対策事業【道路整備課】</b>	<b>33,880</b>
		<b>14 工事請負費</b>	<b>33,880</b>
		1 工事請負費	33,880
		道路安全対策工事	33,880
7	報 償 費	<b>51 まちづくり支援事業【まちづくり政策課】</b>	<b>328</b>
		<b>7 報 償 費</b>	<b>28</b>
		1 報 償 金	28
		アドバイザー謝礼	28
		<b>18 負担金補助及び交付金</b>	<b>300</b>
		2 補 助 金	300
		まちづくり活動補助金	300
2	給 料	<b>1 人件費（常備消防費）【職員課】</b>	<b>37,639</b>
		<b>2 給 料</b>	<b>14,068</b>
		2 一 般 職 給	14,068
		一般職給	14,068
		<b>3 職員手当等</b>	<b>21,894</b>
		2 扶養手当	△138

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

科 目			補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款	項	目				
9	1	1 [常備消防費]				
		3 消防施設費	97,984	58,809	156,793	市債 58,800 一般財源 9
10	教 育 費		10,289,247	52,770	10,342,017	一般財源 52,770
	1 教育総務費		2,107,552	35,921	2,143,473	一般財源 35,921
		2 事務局費	1,071,924	11,758	1,083,682	一般財源 11,758
		3 教育指導費	872,998	24,163	897,161	一般財源 24,163
	2 小学校費		2,303,031	△12,139	2,290,892	一般財源 △12,139
		1 学校管理費	1,242,720	△12,139	1,230,581	一般財源 △12,139

節		説 明	千円
区 分	金 額		
		3 管理職手当	6,348
		4 地域手当	10,132
		5 通勤手当	△1,588
		8 夜間勤務手当	6
		10 住居手当	405
		11 期末勤勉手当	6,429
		14 児童手当	300
		<b>4 共 済 費</b>	<b>1,677</b>
		3 職員共済組合負担金	1,700
		7 社会保険料	△23
12	委 託 料	52 消防拠点整備事業(継続費)【消防総務課】	58,809
		<b>12 委 託 料</b>	<b>58,809</b>
		1 委 託 料	58,809
		(仮称)箕面西拠点整備設計委託	58,809
3	職 員 手 当 等	1 人件費(事務局費)【職員課】	13,349
		<b>3 職員手当等</b>	<b>14,912</b>
		2 扶養手当	△432
		5 通勤手当	1,368
		9 時間外及び休日勤務手当	5,675
		11 期末勤勉手当	9,369
		14 児童手当	△1,020
		17 初任給調整手当	△48
		<b>4 共 済 費</b>	<b>△1,563</b>
		7 社会保険料	△1,563
		<b>2 人件費(教育長給与)【職員課】</b>	<b>△1,591</b>
		<b>3 職員手当等</b>	<b>△1,591</b>
		5 通勤手当	△24
		11 期末勤勉手当	△1,567
18	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	73 部活動地域展開事業【児童生徒指導課】	24,163
		<b>18 負担金補助及び交付金</b>	<b>24,163</b>
		2 補 助 金	24,163
		みのお地域クラブ創設支援補助金	24,163
2	給 料	1 人件費(小学校・学校管理費)【職員課】	△12,139
		<b>2 給 料</b>	<b>△3,840</b>
		2 一 般 職 給	△3,840
		一般職給	△3,840
		<b>3 職員手当等</b>	<b>△5,430</b>
		2 扶養手当	△312
		3 管理職手当	△540
3	職 員 手 当 等		
4	共 済 費		

(款) 10 教育費  
(項) 2 小学校費

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

科 目			補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款	項	目				
10	2	1 [学校管理費]				
	3	中 学 校 費	2,450,500	△7,256	2,443,244	一般財源 △7,256
		1 学 校 管 理 費	874,874	△7,256	867,618	一般財源 △7,256
	4	幼 稚 園 費	94,218	9,169	103,387	一般財源 9,169
		1 幼 稚 園 費	94,218	9,169	103,387	一般財源 9,169
	5	社 会 教 育 費	1,050,471	26,195	1,076,666	一般財源 26,195
		1 社 会 教 育 総 務 費	489,032	26,195	515,227	一般財源 26,195

節		説 明	千円
区 分	金 額		
		4 地域手当	△40
		5 通勤手当	442
		9 時間外及び休日勤務手当	686
		10 住居手当	△552
		11 期末勤勉手当	△5,114
		<b>4 共 済 費</b>	<b>△2,869</b>
		3 職員共済組合負担金	△3,187
		7 社会保険料	318
2	給 料	<b>1 人件費(中学校・学校管理費)【職員課】</b>	<b>△7,256</b>
		<b>2 給 料</b>	<b>△3,019</b>
		2 一般職給	△3,019
		一般職給	△3,019
		<b>3 職員手当等</b>	<b>△3,019</b>
		3 管理職手当	540
		4 地域手当	△168
		5 通勤手当	△684
		9 時間外及び休日勤務手当	315
		10 住居手当	△228
		11 期末勤勉手当	△2,794
		<b>4 共 済 費</b>	<b>△1,218</b>
		3 職員共済組合負担金	△4
		7 社会保険料	△1,214
2	給 料	<b>1 人件費(幼稚園費)【職員課】</b>	<b>9,169</b>
		<b>2 給 料</b>	<b>4,091</b>
		2 一般職給	4,091
		一般職給	4,091
		<b>3 職員手当等</b>	<b>4,075</b>
		2 扶養手当	312
		4 地域手当	894
		5 通勤手当	△81
		9 時間外及び休日勤務手当	866
		10 住居手当	539
		11 期末勤勉手当	1,305
		14 児童手当	240
		<b>4 共 済 費</b>	<b>1,003</b>
		3 職員共済組合負担金	1,003
3	職 員 手 当 等	<b>1 人件費(社会教育総務費)【職員課】</b>	<b>26,195</b>
		<b>3 職員手当等</b>	<b>19,421</b>
		2 扶養手当	582
		3 管理職手当	1,200

(款) 10 教育費  
(項) 5 社会教育費

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

科 目			補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款	項	目				
10	5	1 [社会教育総務費]				
	6	保 健 体 育 費	2,283,475	880	2,284,355	一般財源 880
		1 保健体育総務費	151,098	880	151,978	一般財源 880

節		説 明	千円
区 分	金 額 千円		
		4 地域手当	3,667
		5 通勤手当	227
		9 時間外及び休日勤務手当	2,284
		10 住居手当	1,559
		11 期末勤勉手当	8,702
		14 児童手当	1,200
		<b>4 共 済 費</b>	<b>6,774</b>
		3 職員共済組合負担金	6,774
7	報 償 費 880	<b>23 市民スポーツ奨励事業【スポーツ振興課】</b>	<b>880</b>
		<b>7 報 償 費</b>	<b>880</b>
		1 報 償 金	880
		アドバイザー謝礼	880

(款) 10 教育費  
(項) 6 保健体育費

# 給 与 費 明 細 書

## 1 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年間支給率 (月分)	地 域 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	4		40,728	18,836 4.60	4,888	209	64,661	11,264	75,925	
	議 員	23	170,286		78,329 4.60			248,615	42,053	290,668	
	その他の 特別職	1,253	166,921					166,921	11,726	178,647	
	計	1,280	337,207	40,728	97,165	4,888	209	480,197	65,043	545,240	
補正前	長 等	4		40,728	20,403 4.60	4,888	233	66,252	12,098	78,350	
	議 員	23	170,286		78,329 4.60			248,615	42,053	290,668	
	その他の 特別職	1,253	166,921					166,921	11,726	178,647	
	計	1,280	337,207	40,728	98,732	4,888	233	481,788	65,877	547,665	
比 較	長 等				△ 1,567		△ 24	△ 1,591	△ 834	△ 2,425	
	議 員										
	その他の 特別職										
	計				△ 1,567		△ 24	△ 1,591	△ 834	△ 2,425	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考																												
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)																															
補正後	(1,058) 1,116	1,459,852	4,479,185	4,309,078	10,248,115	1,946,093	12,194,208																													
補正前	(1,058) 1,089	1,458,259	4,484,249	4,261,465	10,203,973	1,979,145	12,183,118																													
比 較	( ) 27	1,593	△ 5,064	47,613	44,142	△ 33,052	11,090																													
職員手当 の内訳	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>扶 養 手 当 (千円)</th> <th>管 理 職 手 当 (千円)</th> <th>地 域 手 当 (千円)</th> <th>通 勤 手 当 (千円)</th> <th>夜 間 勤 務 手 当 (千円)</th> <th>時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補 正 後</td> <td>93,046</td> <td>313,041</td> <td>560,317</td> <td>95,098</td> <td>927</td> <td>336,829</td> </tr> <tr> <td>補 正 前</td> <td>101,180</td> <td>305,147</td> <td>538,620</td> <td>95,742</td> <td>921</td> <td>311,148</td> </tr> <tr> <td>比 較</td> <td>△ 8,134</td> <td>7,894</td> <td>21,697</td> <td>△ 644</td> <td>6</td> <td>25,681</td> </tr> </tbody> </table>								区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当 (千円)	補 正 後	93,046	313,041	560,317	95,098	927	336,829	補 正 前	101,180	305,147	538,620	95,742	921	311,148	比 較	△ 8,134	7,894	21,697	△ 644	6	25,681
	区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当 (千円)																													
	補 正 後	93,046	313,041	560,317	95,098	927	336,829																													
	補 正 前	101,180	305,147	538,620	95,742	921	311,148																													
	比 較	△ 8,134	7,894	21,697	△ 644	6	25,681																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>住 居 手 当 (千円)</th> <th>期 末 勤 勉 手 当 (千円)</th> <th>退 職 手 当 (千円)</th> <th>単 身 赴 任 手 当 (千円)</th> <th>在 宅 勤 務 等 手 当 (千円)</th> <th>初 任 給 調 整 手 当 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補 正 後</td> <td>55,077</td> <td>2,440,381</td> <td>408,000</td> <td>552</td> <td>36</td> <td>5,774</td> </tr> <tr> <td>補 正 前</td> <td>65,803</td> <td>2,427,390</td> <td>408,000</td> <td>552</td> <td>36</td> <td>6,926</td> </tr> <tr> <td>比 較</td> <td>△ 10,726</td> <td>12,991</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>△ 1,152</td> </tr> </tbody> </table>								区 分	住 居 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	在 宅 勤 務 等 手 当 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	補 正 後	55,077	2,440,381	408,000	552	36	5,774	補 正 前	65,803	2,427,390	408,000	552	36	6,926	比 較	△ 10,726	12,991				△ 1,152
	区 分	住 居 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	在 宅 勤 務 等 手 当 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)																													
	補 正 後	55,077	2,440,381	408,000	552	36	5,774																													
	補 正 前	65,803	2,427,390	408,000	552	36	6,926																													
	比 較	△ 10,726	12,991				△ 1,152																													

注) 職員数欄の( )内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考	
給 料	△ 5,064	1	その他の増減分	△ 5,064	<p>新陳代謝に係る減分 △ 37,821 千円</p> <p>所属会計変更等に係る減分 △ 17,016 千円</p> <p>昇任等に係る増加分 66,506 千円</p> <p>育児休業等に係る減分 △ 16,733 千円</p>	<p>職員数の異動状況</p> <p>{ 現に在職する } (その他) (計)</p> <p>職 員 数</p> <p>補正後 1,116(124)人 ( )人 1,116(124)人</p> <p>補正前 1,075(127)人 14( )人 1,089(127)人</p> <p>比 較 41(△ 3)人 △ 14( )人 27(△ 3)人</p>
職員手当	47,613	1	その他の増減分	47,613	<p>扶養手当 △ 8,134 千円</p> <p>管理職手当 7,894 千円</p> <p>地域手当 21,697 千円</p> <p>通勤手当 △ 644 千円</p> <p>夜間勤務手当 6 千円</p> <p>時間外及び休日勤務手当 25,681 千円</p> <p>住居手当 △ 10,726 千円</p> <p>期末勤勉手当 12,991 千円</p> <p>初任給調整手当 △ 1,152 千円</p>	

注) 職員数欄の ( ) 内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み  
及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

款	項	事業名	全 体 計 画							前前年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当該年度末 までの支出 予 定 額	翌年度以降 支出予定額	継続費の 総額に対 する進捗率	
			年度	補正区分	年 割 額	左 の 財 源 内 訳										一般財源
						特 定 財 源			千円							
						国府支出金	地 方 債	そ の 他								
9 消防費	1 消 防 費	消 防 拠 点 整 備 事 業 ( 継 続 費 )	令和5年度 (2023年度)	補正前	千円 182,146	千円 182,100	千円 46	千円 157,964	千円 168,141	千円 14,005	千円 182,146	千円	% 5.6			
				補 正												
				補正後	182,146	182,100	46	157,964	168,141	14,005	182,146		5.5			
			令和6年度 (2024年度)	補正前	2,459,526	2,449,500	10,000	26	913,557	1,968,130	491,396	2,459,526		75.0		
				補 正												
				補正後	2,459,526	2,449,500	10,000	26	913,557	1,968,130	491,396	2,459,526		73.6		
			令和7年度 (2025年度)	補正前	635,459	632,800	2,659		141,179	494,280	635,459		19.4			
				補 正												
				補正後	635,459	632,800	2,659		141,179	494,280	635,459		19.0			
			令和8年度 (2026年度)	補正前												
				補 正	58,809	58,800	9		58,809	58,809						
				補正後	58,809	58,800	9		58,809	58,809			1.9			
			令和9年度 (2027年度)	補正前												
				補 正												
				補正後												
			計	補正前	3,277,131	3,264,400	10,000	2,731	1,071,521	2,277,450	999,681	3,277,131		100.0		
				補 正	58,809	58,800	9				58,809	58,809				
				補正後	3,335,940	3,323,200	10,000	2,740	1,071,521	2,277,450	1,058,490	3,335,940		100.0		

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	補 正 区 分	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国府支出金	地方債	その他	
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
フロントヤード改革事業（書かない窓口システム整備）	補正前									
	補 正	78,617			令和8年度 (2026年度) から 令和12年度 (2030年度)	78,617		43,500		35,117
	補正後	78,617			令和8年度 (2026年度) から 令和12年度 (2030年度)	78,617		43,500		35,117
障害者自立支援センター管理運営事業（R8年度設定分）	補正前									
	補 正		指定管理者の指定に伴い毎年度事業実施に必要なと市が認める額。 ただし、利用料金の対象となる経費を除く。		令和8年度 (2026年度) から 令和19年度 (2037年度)		指定管理者の指定に伴い毎年度事業実施に必要なと市が認める額。 ただし、利用料金の対象となる経費を除く。			指定管理者の指定に伴い毎年度事業実施に必要なと市が認める額。 ただし、利用料金の対象となる経費を除く。
	補正後		指定管理者の指定に伴い毎年度事業実施に必要なと市が認める額。 ただし、利用料金の対象となる経費を除く。		令和8年度 (2026年度) から 令和19年度 (2037年度)		指定管理者の指定に伴い毎年度事業実施に必要なと市が認める額。 ただし、利用料金の対象となる経費を除く。			指定管理者の指定に伴い毎年度事業実施に必要なと市が認める額。 ただし、利用料金の対象となる経費を除く。

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	補 正 区 分	前前年度末 現 在 高	前年度末 現 在 高 見 込 額	当該年度中増減見込		当該年度末 現 在 高 見 込 額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普 通 債	補正前	34,478,617	35,936,141	(2,477,200) 4,154,300	1,811,670	40,755,971
	補 正			58,800		58,800
	補正後	34,478,617	35,936,141	(2,477,200) 4,213,100	1,811,670	40,814,771
(8) 消 防 施 設	補正前	2,137,945	3,565,283	(998,800) 48,600	63,874	4,548,809
	補 正			58,800		58,800
	補正後	2,137,945	3,565,283	(998,800) 107,400	63,874	4,607,609
合 計	補正前	47,073,041	47,146,821	(2,477,200) 4,154,300	3,110,143	50,668,178
	補 正			58,800		58,800
	補正後	47,073,041	47,146,821	(2,477,200) 4,213,100	3,110,143	50,726,978

注) 当該年度中起債見込額欄の ( ) は前年度からの繰越分(外書き)である。  
当該年度末現在高見込額欄は繰越分を含む。

第50号議案

令和8年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第1号）

令和8年度箕面市の特別会計介護保険事業費の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,133千円を追加し、歳入歳出それぞれ12,660,787千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月1日提出

箕面市長 原 田 亮

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7 繰 入 金		2,331,662	12,133	2,343,795
	1 他 会 計 繰 入 金	2,006,196	12,133	2,018,329
歳 入 合 計		12,648,654	12,133	12,660,787

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		365,268	12,133	377,401
	1 総 務 管 理 費	250,651	12,133	262,784
歳 出 合 計		12,648,654	12,133	12,660,787

令和8年度  
(2026年度)

箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第1号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 保険料	2,571,448	0	2,571,448
2 使用料及び手数料	255	0	255
3 国庫支出金	2,742,497	0	2,742,497
4 支払基金交付金	3,289,279	0	3,289,279
5 府支出金	1,704,689	0	1,704,689
6 財産収入	1	0	1
7 繰入金	2,331,662	12,133	2,343,795
8 繰越金	1	0	1
9 諸収入	8,822	0	8,822
歳入合計	12,648,654	12,133	12,660,787

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	365,268	12,133	377,401
2 保険給付費	11,567,390	0	11,567,390
3 地域支援事業費	610,460	0	610,460
4 基金積立金	1	0	1
5 諸支出金	103,535	0	103,535
6 予備費	2,000	0	2,000
歳出合計	12,648,654	12,133	12,660,787

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	12,133
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	12,133

2 歳 入  
 (款) 7 繰入金  
 (項) 1 他会計繰入金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
7	繰入金	千円 2,331,662	千円 12,133	千円 2,343,795
	1 他会計繰入金	2,006,196	12,133	2,018,329
	1 一般会計繰入金	2,006,196	12,133	2,018,329

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
3 職員給与費等繰入金	12,133	1 職員給与費等繰入金 補正後 378,769,000円－補正前 366,636,000円 12,133

(款) 7 繰入金  
 (項) 1 他会計繰入金

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目		補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款	項 目				
1	総 務 費	365,268	12,133	377,401	一般財源 12,133
	1 総 務 管 理 費	250,651	12,133	262,784	一般財源 12,133
	1 一 般 管 理 費	250,651	12,133	262,784	一般財源 12,133

節		説 明
区 分	金 額 千円	
2	給 料	4,123
3	職 員 手 当 等	3,686
4	共 済 費	887
12	委 託 料	3,437
		<b>3 一般事務経費（人件費）【介護医療課】 8,696</b>
		<b>2 給 料 4,123</b>
		2 一般職給 4,123
		一般職給 4,123
		<b>3 職員手当等 3,686</b>
		2 扶養手当 235
		3 管理職手当 720
		4 地域手当 610
		5 通勤手当 800
		11 期末勤勉手当 1,241
		12 児童手当 80
		<b>4 共 済 費 887</b>
		3 職員共済組合負担金 987
		7 社会保険料 △100
		<b>64 介護保険システム改修事業【介護医療課】 3,437</b>
		<b>12 委 託 料 3,437</b>
		1 委 託 料 3,437
		システム改修委託 3,437

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

# 給 与 費 明 細 書

## 1 一般職

### (1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考																																				
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)																																							
補正後	( 19 ) 28	21,888	124,743	106,629	253,260	48,906	302,166																																					
補正前	( 19 ) 27	21,888	120,620	103,023	245,531	48,019	293,550																																					
比 較	1		4,123	3,606	7,729	887	8,616																																					
職員手当 の内訳	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>扶 養 手 当 (千円)</th> <th>管 理 職 手 当 (千円)</th> <th>地 域 手 当 (千円)</th> <th>通 勤 手 当 (千円)</th> <th>時間外及び休日 勤務手当(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補 正 後</td> <td style="text-align: right;">2,851</td> <td style="text-align: right;">3,978</td> <td style="text-align: right;">15,776</td> <td style="text-align: right;">4,396</td> <td style="text-align: right;">13,061</td> </tr> <tr> <td>補 正 前</td> <td style="text-align: right;">2,616</td> <td style="text-align: right;">3,258</td> <td style="text-align: right;">15,166</td> <td style="text-align: right;">3,596</td> <td style="text-align: right;">13,061</td> </tr> <tr> <td>比 較</td> <td style="text-align: right;">235</td> <td style="text-align: right;">720</td> <td style="text-align: right;">610</td> <td style="text-align: right;">800</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>住 居 手 当 (千円)</th> <th>期 末 勤 勉 手 当 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補 正 後</td> <td style="text-align: right;">2,638</td> <td style="text-align: right;">63,929</td> </tr> <tr> <td>補 正 前</td> <td style="text-align: right;">2,638</td> <td style="text-align: right;">62,688</td> </tr> <tr> <td>比 較</td> <td></td> <td style="text-align: right;">1,241</td> </tr> </tbody> </table>								区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	時間外及び休日 勤務手当(千円)	補 正 後	2,851	3,978	15,776	4,396	13,061	補 正 前	2,616	3,258	15,166	3,596	13,061	比 較	235	720	610	800		区 分	住 居 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)	補 正 後	2,638	63,929	補 正 前	2,638	62,688	比 較		1,241
	区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	時間外及び休日 勤務手当(千円)																																						
	補 正 後	2,851	3,978	15,776	4,396	13,061																																						
	補 正 前	2,616	3,258	15,166	3,596	13,061																																						
	比 較	235	720	610	800																																							
	区 分	住 居 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)																																									
	補 正 後	2,638	63,929																																									
	補 正 前	2,638	62,688																																									
	比 較		1,241																																									

注) 職員数欄の( )内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考	
給 料	4,123	1	その他の増加分	4,123	所属会計変更等に係る増加分 4,123 千円	職員数の異動状況 〔 現に在職する 〕 (その他) (計) 職 員 数 補正後 28(9)人 ( )人 28(9)人 補正前 27(9)人 ( )人 27(9)人 比 較 1( )人 ( )人 1( )人
職員手当	3,606	1	その他の増加分	3,606		扶養手当 235 千円 管理職手当 720 千円 地域手当 610 千円 通勤手当 800 千円 期末勤勉手当 1,241 千円

注) 職員数欄の( )内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

第51号議案

令和8年度箕面市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和8年度箕面市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和8年度箕面市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定量)	(補正予定量)	( 計 )
(4) 主要な建設改良事業			
ア 改良事業	929,308 千円	5,312 千円	934,620 千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	支	出	
第1款 水道事業費用	3,035,591 千円	△290 千円	3,035,301 千円
第1項 営業費用	2,959,903 千円	△290 千円	2,959,613 千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額910,766千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額916,078千円」に、「当年度分損益勘定留保資金427,032千円」を「当年度分損益勘定留保資金432,338千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額81,652千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額81,658千円」に改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	支	出	
第1款 資本的支出	1,318,448 千円	5,312 千円	1,323,760 千円
第1項 建設改良費	1,025,064 千円	5,312 千円	1,030,376 千円

第5条 予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「職員給与費356,816千円」を「職員給与費361,838千円」に改める。

令和8年6月1日提出

箕面市長 原 田 亮

# 予算に関する説明書

令和8年度箕面市水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的収入及び支出

支 出 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業費用			3,035,591	△ 290	3,035,301	
	1 営業費用		2,959,903	△ 290	2,959,613	
		2 配水及び給水費	577,472	△ 1,881	575,591	配水・給水設備の維持に要する費用
		3 受託工事費	26,407	385	26,792	消火栓改良工事及び給水装置等修繕に要する費用
		4 業務費	166,325	9,097	175,422	料金の調定、徴収及び計量に要する費用
		5 総係費	202,011	△ 7,891	194,120	事業活動全般に関連する費用

資本的収入及び支出

支 出 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			1,318,448	5,312	1,323,760	
	1 建設改良費		1,025,064	5,312	1,030,376	
		1 改良費	929,308	5,312	934,620	改良事業に要する経費

令和8年度箕面市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	151,925	△ 9,644	142,281
引当金の増減	49,917	△ 223	49,694
小 計	874,574	△ 9,867	864,707
業務活動によるキャッシュ・フロー①	847,880	△ 9,867	838,013
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得による支出	△ 1,390,829	14,409	△ 1,376,420
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 1,369,272	14,409	△ 1,354,863
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー③	280,811		280,811
4 資金の増加額④=①+②+③	△ 240,581	4,542	△ 236,039
5 資金期首残高	2,614,615	52,291	2,666,906
6 資金期末残高	2,374,034	56,833	2,430,867

## 給与費明細書

### 1 総括

区 分	職員数			給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職(人)		一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
	管理者	その他							
補正後	1	11	( 2 ) 31	6,727	139,346	161,429	307,502	52,496	359,998
補正前	1	11	( 3 ) 31	6,660	138,583	157,018	302,261	53,235	355,496
比 較			( △ 1 )	67	763	4,411	5,241	△ 739	4,502

注) 職員数は、常勤職員及び非常勤職員の総数であり、( )内は短時間勤務職員数(外書き)である。

職員手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外及び休日 勤務手当 (千円)
	補 正 後	2,838	12,420	18,536	2,131	8,014
	補 正 前	2,430	11,640	18,354	1,719	6,200
	比 較	408	780	182	412	1,814
	区 分	住居手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	退職給付費 (千円)	在宅勤務等手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)
	補 正 後	1,726	66,227	49,000	9	528
	補 正 前	1,212	66,358	49,000	9	96
比 較	514	△ 131			432	

## 2 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	763	1 その他の増加分	763	所属会計変更等に係る増加分  763千円	職員数の異動状況  ( 現に在職する ) (その他) (計) ( 職員数 )  補正後 31 ( ) 人 ( ) 人 31 ( ) 人 補正前 26 (1) 人 5 (△1) 人 31 ( ) 人 比較 5 (△1) 人 △5 (1) 人 ( ) 人
職員手当	4,411	1 その他の増減分	4,411		扶養手当 408千円 管理職手当 780千円 地域手当 182千円 通勤手当 412千円 時間外及び休日勤務手当 1,814千円 住居手当 514千円 期末勤勉手当 △131千円 初任給調整手当 432千円

注) 職員数は、常勤職員数であり、( )内は短時間勤務職員数(外書き)である。

# 預算參考資料

実施計画内訳書  
 収益の収入及び支出  
 支出

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説明 (千円)	
1 水道事業費用	3,035,591	△ 290	3,035,301		
1 営業費用	2,959,903	△ 290	2,959,613		
2 配水及び給水費	577,472	△ 1,881	575,591		
給料	54,035	31	54,066	一般職員	54,066 31 増
手当等	32,516	△ 1,016	31,500	扶養手当	510 432 減
				地域手当	7,061 91 減
				通勤手当	546 60 増
				時間外及び休日勤務手当	2,800 600 減
				住居手当	540 108 増
				期末勤勉手当	15,783 61 減
賞与引当金繰入額	9,539	△ 52	9,487	期末勤勉手当分	7,892 30 減
				法定福利費分	1,595 22 減
法定福利費	18,734	△ 844	17,890	職員共済組合負担金	17,614 830 減
				社会保険料	122 14 減
3 受託工事費	26,407	385	26,792		
給料	3,490	229	3,719	一般職員	3,719 229 増
手当等	1,729	363	2,092	地域手当	447 28 増
				通勤手当	148 148 増
				期末勤勉手当	957 53 減
				初任給調整手当	240 240 増
賞与引当金繰入額	609	△ 249	360	期末勤勉手当分	299 206 減
				法定福利費分	61 43 減
法定福利費	1,154	42	1,196	職員共済組合負担金	1,183 42 増
4 業務費	166,325	9,097	175,422		
給料	4,275	4,183	8,458	一般職員	8,458 4,183 増
手当等	2,417	2,783	5,200	地域手当	1,080 502 増
				通勤手当	60 60 増
				時間外及び休日勤務手当	950 950 増
				住居手当	2,570 1,271 増
賞与引当金繰入額	778	761	1,539	期末勤勉手当分	1,285 635 増
				法定福利費分	254 126 増
法定福利費	1,365	1,370	2,735	職員共済組合負担金	2,723 1,370 増
5 総係費	202,011	△ 7,891	194,120		
給料	39,879	△ 4,337	35,542	一般職員	26,974 4,337 減
手当等	27,091	△ 1,231	25,860	管理職手当	3,480 360 減
				地域手当	4,728 563 減
				通勤手当	595 87 増
				時間外及び休日勤務手当	1,364 264 増
				住居手当	216 108 増
				期末勤勉手当	13,256 1,287 減
				児童手当	1,840 520 増
賞与引当金繰入額	8,606	△ 683	7,923	期末勤勉手当分	6,627 637 減
				法定福利費分	1,296 46 減

款・項・目・節			既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)	
		法定福利費	14,801	△ 1,707	13,094	職員共済組合負担金	12,143 1,711 減
						社会保険料	869 4 増
		報酬	6,660	67	6,727	会計年度任用職員報酬	6,635 67 増

資本的收入及び支出

支 出

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)		
1 資本の支出	1,318,448	5,312	1,323,760			
1 建設改良費	1,025,064	5,312	1,030,376			
1 改良費	929,308	5,312	934,620			
給料	36,904	657	37,561	一般職員	37,561	657 増
手当等	29,244	4,270	33,514	扶養手当	1,956	840 増
				管理職手当	4,140	1,140 増
				地域手当	5,220	306 増
				通勤手当	782	57 増
				時間外及び休日勤務手当	2,600	1,200 増
				住居手当	970	298 増
				期末勤勉手当	17,558	237 増
				初任給調整手当	288	192 増
法定福利費	13,990	385	14,375	職員共済組合負担金	14,298	385 増

## 第5 2号議案

令和8年度箕面市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和8年度箕面市公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和8年度箕面市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（4）主要な建設改良事業			
ア 汚水建設改良事業	641,048 千円	△17,850 千円	623,198 千円
イ 雨水建設改良事業	74,539 千円	△10,769 千円	63,770 千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 下水道事業費用	2,776,043 千円	△22,127 千円	2,753,916 千円
第1項 営業費用	2,707,521 千円	△22,127 千円	2,685,394 千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 724,845 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 696,226 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 178,318 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 149,711 千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 46,527 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 46,515 千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 資本的支出	1,234,776 千円	△28,619 千円	1,206,157 千円
第1項 建設改良費	900,189 千円	△28,619 千円	871,570 千円

第5条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「職員給与費 192,856 千円」を「職員給与費 142,110 千円」に改める。

令和8年6月1日提出

箕面市長 原 田 亮

# 予算に関する説明書

令和8年度箕面市公共下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的收入及び支出

支 出 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業費用			2,776,043	△ 22,127	2,753,916	
	1 営業費用		2,707,521	△ 22,127	2,685,394	
		1 汚水管渠費	126,572	△ 563	126,009	汚水管渠の維持管理に要する費用
		2 雨水管渠費	72,303	△ 12,643	59,660	雨水管渠の維持管理に要する費用
		4 ポンプ場費	94,084	38	94,122	ポンプ場設備の維持管理に要する費用
		8 汚水総係費	54,438	△ 6,644	47,794	汚水事業全般に関連する費用
		9 雨水総係費	39,181	△ 2,315	36,866	雨水事業全般に関連する費用

資本的收入及び支出

支 出 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			1,234,776	△ 28,619	1,206,157	
	1 建設改良費		900,189	△ 28,619	871,570	
		1 汚水建設改良費	641,048	△ 17,850	623,198	汚水建設改良事業に要する経費
		2 雨水建設改良費	74,539	△ 10,769	63,770	雨水建設改良事業に要する経費

令和8年度箕面市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	4,050	23,960	28,010
引当金の増減	2,955	△ 2,263	692
業務活動によるキャッシュ・フロー①	640,896	21,697	662,593
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得による支出	△ 825,940	△ 178,003	△ 1,003,943
国庫支出金等による収入	262,203	64,636	326,839
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 563,737	△ 113,367	△ 677,104
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
企業債の発行による収入	194,000	6,500	200,500
財務活動によるキャッシュ・フロー③	△ 115,249	6,500	△ 108,749
4 資金の増加額④=①+②+③	△ 38,090	△ 85,170	△ 123,260
5 資金期首残高	6,074,314	63,916	6,138,230
6 資金期末残高	6,036,224	△ 21,254	6,014,970

## 給与費明細書

### 1 総括

区 分	職員数			給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職(人)		一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
	管理者	その他							
補正後		11	( 2 ) 13	6,076	55,491	56,662	118,229	21,401	139,630
補正前		11	( 3 ) 19	6,076	79,760	74,370	160,206	31,450	191,656
比 較			( △ 1 ) △ 6		△ 24,269	△ 17,708	△ 41,977	△ 10,049	△ 52,026

注) 職員数は、常勤職員及び非常勤職員の総数であり、( )内は短時間勤務職員数(外書き)である。

職員手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外及び休日 勤務手当 (千円)
	補 正 後	2,304	4,620	7,493	694	4,368
	補 正 前	1,464	7,560	10,683	723	3,100
	比 較	840	△ 2,940	△ 3,190	△ 29	1,268
	区 分	住居手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	退職給付費 (千円)	在宅勤務等手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)
	補 正 後	984	26,950	9,000	9	240
	補 正 前	2,664	38,927	9,000	9	240
	比 較	△ 1,680	△ 11,977			

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	△ 24,269	1 その他の減分	△ 24,269	所属会計変更等に係る減分  △ 24,269千円	職員数の異動状況  ( 現に在職する ) ( その他 ) ( 計 ) ( 職員数 ) 補正後 13 ( 1 ) 人 ( ) 人 13 ( 1 ) 人 補正前 13 ( ) 人 6 ( ) 人 19 ( ) 人 比較 ( 1 ) 人 △ 6 ( ) 人 △ 6 ( 1 ) 人
職員手当	△ 17,708	1 その他の増減分	△ 17,708		扶養手当 840千円 管理職手当 △ 2,940千円 地域手当 △ 3,190千円 通勤手当 △ 29千円 時間外及び休日勤務手当 1,268千円 住居手当 △ 1,680千円 期末勤勉手当 △ 11,977千円

注) 職員数は、常勤職員数であり、( )内は短時間勤務職員数(外書き)である。

# 預算參考資料

実施計画内訳書

収益の収入及び支出

支 出

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)		
1 下水道事業費用	2,776,043	△ 22,127	2,753,916			
1 営業費用	2,707,521	△ 22,127	2,685,394			
1 汚水管渠費	126,572	△ 563	126,009			
給料	8,475	△ 1,271	7,204	一般職員	7,204	1,271 減
手当等	5,162	△ 557	4,605	地域手当	951	157 減
				通勤手当	24	24 増
				住居手当	216	228 減
				期末勤勉手当	2,394	196 減
賞与引当金繰入額	1,560	△ 171	1,389	期末勤勉手当分	1,192	103 減
法定福利費	2,912	△ 531	2,381	法定福利費分	197	68 減
報酬	0	1,967	1,967	職員共済組合負担金	1,976	911 減
				社会保険料	380	380 増
				会計年度任用職員報酬	1,967	1,967 増
2 雨水管渠費	72,303	△ 12,643	59,660			
給料	12,206	△ 4,744	7,462	一般職員	7,462	4,744 減
手当等	8,647	△ 3,005	5,642	管理職手当	0	720 減
				地域手当	896	660 減
				通勤手当	84	84 増
				時間外及び休日勤務手当	1,650	1,000 増
				住居手当	336	444 減
				期末勤勉手当	2,676	2,025 減
				初任給調整手当	0	240 減
賞与引当金繰入額	2,771	△ 1,174	1,597	期末勤勉手当分	1,337	1,004 減
法定福利費	4,721	△ 1,753	2,968	法定福利費分	260	170 減
報酬	3,996	△ 1,967	2,029	職員共済組合負担金	2,679	1,727 減
				社会保険料	266	26 減
				会計年度任用職員報酬	2,029	1,967 減
4 ポンプ場費	94,084	38	94,122			
手当等	1,096	50	1,146	時間外及び休日勤務手当	200	50 増
法定福利費	951	△ 12	939	職員共済組合負担金	868	9 減
				社会保険料	64	3 減
8 汚水総係費	54,438	△ 6,644	47,794			
給料	11,706	△ 3,574	8,132	一般職員	8,132	3,574 減
手当等	8,145	△ 914	7,231	管理職手当	540	180 減
				地域手当	1,041	451 減
				通勤手当	85	206 減
				時間外及び休日勤務手当	550	250 減
				期末勤勉手当	2,418	1,107 減
				児童手当	2,480	1,280 増
賞与引当金繰入額	2,115	△ 666	1,449	期末勤勉手当分	1,209	554 減
法定福利費	4,037	△ 1,509	2,528	法定福利費分	240	112 減
旅費	160	19	179	職員共済組合負担金	2,490	1,509 減
				費用弁償	64	19 増

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
9 雨水総係費	39,181	△ 2,315	36,866	
給料	13,239	△ 1,360	11,879	一般職員 11,879 1,360 減
手当等	8,560	△ 22	8,538	扶養手当 900 432 増 管理職手当 1,080 720 減 地域手当 1,664 195 減 通勤手当 305 206 増 時間外及び休日勤務手当 768 768 増 住居手当 0 108 減 期末勤勉手当 3,821 405 減
賞与引当金繰入額	2,545	△ 252	2,293	期末勤勉手当分 1,911 202 減 法定福利費分 382 50 減
法定福利費	4,779	△ 662	4,117	職員共済組合負担金 4,092 662 減
旅費	121	△ 19	102	費用弁償 23 19 減

資本的收入及び支出

支 出

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明	(千円)
1 資本の支出	1,234,776	△ 28,619	1,206,157		
1 建設改良費	900,189	△ 28,619	871,570		
1 汚水建設改良費	641,048	△ 17,850	623,198		
給料	16,630	△ 8,329	8,301	一般職員	8,301 8,329 減
手当等	14,178	△ 6,361	7,817	管理職手当	540 720 減
				地域手当	1,118 1,083 減
				通勤手当	172 84 増
				住居手当	108 672 減
				期末勤勉手当	4,271 4,210 減
				初任給調整手当	240 240 増
法定福利費	6,684	△ 3,160	3,524	職員共済組合負担金	3,240 3,135 減
				社会保険料	261 25 減
2 雨水建設改良費	74,539	△ 10,769	63,770		
給料	14,429	△ 4,991	9,438	一般職員	9,438 4,991 減
手当等	13,035	△ 3,756	9,279	扶養手当	936 408 増
				管理職手当	1,740 600 減
				地域手当	1,454 644 減
				通勤手当	24 221 減
				時間外及び休日勤務手当	0 300 減
				住居手当	108 228 減
				期末勤勉手当	5,017 2,171 減
法定福利費	5,839	△ 2,022	3,817	職員共済組合負担金	3,792 2,022 減

第 5 3 号議案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

箕面市長 原 田 亮

氏 名 稲 野 実

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき大阪北部農業協同組合小野原実行組合連合会から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、稲野 実氏を引き続き箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 5 4 号 議 案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 1 日 提出

箕面市長 原 田 亮

氏 名 豊 田 茂 実

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき大阪北部農業協同組合牧落実行組合から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、豊田茂実氏を引き続き箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 5 5 号議案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

箕面市長 原 田 亮

氏 名 稲 垣 惠 一

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき大阪北部農業協同組合新稲実行組合から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、稲垣惠一氏を引き続き箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 5 6 号 議 案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 1 日 提出

箕面市長 原 田 亮

氏 名 加 藤 博 一

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき大阪北部農業協同組合小野原実行組合連合会から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、加藤博一氏を引き続き箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 5 7 号議案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

箕面市長 原 田 亮

氏 名 中 井 正 美

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき大阪北部農業協同組合桜実行組合から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、中井正美氏を引き続き箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 5 8 号 議 案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 1 日 提出

箕面市長 原 田 亮

氏 名 生 田 梨 恵

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく公募による選考において、農業に関する識見を有すると認められることから、生田梨恵氏を引き続き箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 5 9 号議案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

箕面市長 原 田 亮

氏 名 池 永 繁 幸

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき大阪北部農業協同組合瀬川実行組合から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、池永繁幸氏を箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 6.0 号議案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

箕面市長 原 田 亮

氏 名 尾 崎 孝

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき大阪北部農業協同組合上止々呂美実行組合から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、尾崎 孝氏を箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 6 1 号議案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

箕面市長 原 田 亮

氏 名 中 西 信 雄

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき大阪北部農業協同組合今宮実行組合から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、中西信雄氏を箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 6 2 号 議 案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 1 日 提出

箕面市長 原 田 亮

氏 名 正 路 勝 典

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき大阪北部農業協同組合白島実行組合から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、正路勝典氏を箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 6 3 号 議 案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 1 日 提出

箕面市長 原 田 亮

氏 名 平 田 信 夫

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき大阪北部農業協同組合川合実行組合から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、平田信夫氏を箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 6 4 号 議 案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 1 日 提出

箕面市長 原 田 亮

氏 名 笹 川 治 久

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき大阪北部農業協同組合から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、笹川治久氏を箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 6 5 号議案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

箕面市長 原 田 亮

氏 名 片 岸 孝 雄

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき大阪北部農業協同組合新家実行組合から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、片岸孝雄氏を箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 6 6 号議案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

箕面市長 原 田 亮

氏 名 西 川 琢 治

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき大阪北部農業協同組合中村実行組合から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、西川琢治氏を箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 6 7 号議案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

箕面市長 原 田 亮

氏 名 稲 野 正 信

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき大阪北部農業協同組合西宿実行組合から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、稲野正信氏を箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 6 8 号議案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

箕面市長 原 田 亮

氏 名 西 川 雅 文

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき大阪北部農業協同組合芝実行組合から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、西川雅文氏を箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 6 9 号 議 案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 1 日 提出

箕面市長 原 田 亮

氏 名 荒 木 英 夫

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき大阪北部農業協同組合坊島実行組合から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、荒木英夫氏を箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 7 0 号議案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

箕面市長 原 田 亮

氏 名 神 代 繁 近

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき箕面市農業経営者連絡協議会から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、神代繁近氏を引き続き箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 7 1 号議案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

箕面市長 原 田 亮

氏 名 岡 澤 聡

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき箕面市農業経営者連絡協議会から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、岡澤 聡氏を引き続き箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 7 2 号議案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

箕面市長 原 田 亮

氏 名 桃 山 悟

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき箕面市農業経営者連絡協議会から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、桃山 悟氏を箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 7 3 号議案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

箕面市長 原 田 亮

氏 名 藤 田 貴 支

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき箕面市農業経営者連絡協議会から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、藤田貴支氏を箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 7 4 号議案

箕面市有功者の議決を求める件

次の者を有功者とするため、箕面市有功者表彰条例（昭和 5 8 年箕面市条例第 5 号）第 2 条第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

箕面市長 原 田 亮

氏 名 栢 本 貴 男

略	歴
昭和 5 5 年 4 月	箕面市役所勤務
同 6 1 年 3 月	大阪市立大学法学部卒業
平成 1 0 年 4 月	箕面市企画部広報広聴課主査
同 1 3 年 4 月	箕面市市長公室広報広聴課広報担当主査
同 1 5 年 4 月	箕面市競艇事業部付け課長補佐（総務担当）

同	17年	4月	箕面市競艇事業部企画課長
同	21年	4月	箕面市競艇事業部次長
同	25年	2月	箕面市競艇事業部長
同	26年	4月	箕面市競艇事業局長
同	30年	4月	箕面市公営企業管理者
令和	3年	1月	箕面市競艇事業管理者
同	5年	4月	箕面市ボートレース事業管理者
同	8年	3月	箕面市ボートレース事業管理者退任

(提案理由)

栢本貴男氏は、本市有功者に列せられることが相当と認めるので、提案するものである。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和8年6月1日提出

箕面市長 原 田 亮

氏 名 松 岡 淑 子

略 歴

昭和43年	3月	大阪成蹊女子短期大学卒業
同 43年	4月	箕面市立西小学校勤務
同 49年	4月	尼崎市立塚口小学校勤務
平成 5年	4月	箕面市立萱野北小学校教頭
同 13年	4月	箕面市立北小学校長

同	17年	4月	箕面市立南小学校長
同	20年	4月	箕面市教育専門員
同	23年	10月	人権擁護委員（現在に至る。）
同	25年	5月	保護司（現在に至る。）
同	26年	10月	箕面市個人情報保護制度運営審議会委員
同	31年	4月	大阪第三人権擁護委員協議会常務委員
令和	2年	1月	箕面市いじめ問題対策連絡協議会委員
同	2年	4月	大阪第三人権擁護委員協議会監事
同	3年	4月	大阪第三人権擁護委員協議会副会長
同	3年	6月	大阪府人権擁護委員連合会理事

（提案理由）

松岡淑子氏を引き続き人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。

諮問第2号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和8年6月1日提出

箕面市長 原 田 亮

氏 名 森 井 國 央

	略	歴
昭和54年	3月	大谷大学文学部卒業
同 55年	4月	吹田市立千里第二小学校勤務
同 62年	4月	箕面市立東小学校勤務
平成10年	4月	箕面市教育委員会事務局学校教育部人権教育課主査
同 13年	4月	箕面市教育委員会事務局教育推進部学校管理課担当主査

同 17年 4月	箕面市教育委員会事務局教育推進部学校教育課長補佐
同 17年 5月	箕面市教育委員会事務局教育推進部専任参事（教職員担当）
同 19年 4月	箕面市教育委員会事務局教育推進部次長（教職員・教育センター担当）
同 20年 11月	箕面市教育委員会事務局教育推進部長
同 23年 4月	箕面市立箕面小学校長
同 27年 4月	箕面市教育委員会事務局子ども未来創造局教育センター勤務
同 31年 4月	大阪私立学校人権教育研究会指導員
令和 元年 10月	箕面市民生委員推薦会委員（現在に至る。）

（提案理由）

森井國央氏を人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。